

第2期
アクション
プラン
[地域編]
県北圏域



いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～



第2期 アクションプラン [地域編・県北広域振興圏]

平成23年度(2011年度)～平成26年度(2014年度)

岩手県

— 目 次 —

はじめに

1 プラン(地域編)の策定趣旨	1
2 プラン(地域編)の期間	1
3 プラン(地域編)の構成	1
4 プラン(地域編)の推進	2
各重点施策の記載イメージ (様式)	4

県北広域振興圏

1 県北広域圏域の目指す将来像	8
2 第1期プランにおける成果と課題	8
3 振興施策の基本方向	9
『重点施策』	
1 防災対策の推進	11
2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	14
3 農林水産業の経営体の育成と産地形成	
① 農業	17
② 林業	21
③ 水産業	25
4 着地型観光の展開	29
5 地域資源を生かした食産業の振興	32
6 ものづくり産業の振興	35
7 雇用機会の確保・拡大	39
8 地域における医療と健康づくりの推進	42
9 地域で支えあう福祉の推進	46
10 良好的な環境の保全	50
11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	53

— 資料編 —

1 目指す姿指標一覧表	59
2 復興関連施策一覧表	60
◇ (参考) 広域振興圏別統計データ	61



はじめに

1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”的実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」（平成21年度～平成22年度）を定め、同プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”的実現のためには、“地域経営”的考え方に基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に發揮される取組を推進していくことが重要であり、

「第2期アクションプラン（地域編）」では、第1期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復旧・復興が最重要の課題であることから、当面は第2期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復旧・復興へ向けた取組を強力に推進していきます。

2 プラン（地域編）の期間

「第2期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの4年間です。

3 プラン（地域編）の構成

(1) 目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2) 第1期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”的実現に向けて、第1期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第1期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第2期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第2期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めています。

各重点施策の記載イメージ（様式）

■重点施策 No.

■重点施策の名称

■振興施策の基本方向

6

**II 地域資源を生かした活力ある産業づくり
ものづくり産業の振興**

■みんなで目指す姿
ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成26年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

優れた技術力や伝統の技を有する人材は経済を支える産業としてものづくり産業が展開されています。

■目指す姿指標
平成26年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※ ¹ 等）製造品出荷額	②222 億円	②225 億円	③178 億円	④231 億円	⑤234 億円
②繊維	意円	意円	意円	意円	意円
【目標値】 ① 震	現状値(H22)の欄の「②」等の標記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。	過去最高の250億円を超えることを目指し、平成25年(H26目標値)について234億円とするもの。	過去最高の250億円を超えることを目指し、平成25年(H26目標値)について38億円とするもの。	過去最高の250億円を超えることを目指し、平成25年(H26目標値)について38億円とするもの。	過去最高の250億円を超えることを目指し、平成25年(H26目標値)について38億円とするもの。
② 震災からの着実な復興と平成18年度以降続いている製造品出荷額の減少に歯止めをかけることを目指し、平成25年(H26目標値)について38億円とするもの。					

現状

■現状
当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなどを用いながら具体的に記載しています。

- 県北圏域については、全県に占める割合は1.9%となつておらず、従業者数でも圏域内
- 製造業の14%
- 震災により、当圏域の特徴的な産業である衣服製造業者や造船業者が被災し、製造出荷額が減少しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

震災により被災した衣服製造企業や造船企業等の早期復旧・再開に向けた支援を行います。また、産学官が連携して、企業の経営課題に応じた支援を行います。この中で、震災から復興するにあたって、衣服製造企業等の認知度向上や、次代を担うものづくり人材の育成を進めるとともに、企業誘致を推進します。

主な取組内容

- ① 被災企業の本格操業に向けた支援 ☆
 - ・ 被災企業の復旧・再開状況を把握し、企業ニーズに応じて支援を行うなどにより、被災企業の本格操業に向けた取組を行います。
- ② 企業の経営課題に応じた支援
 - ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に対する支援を行います。これは企業情報の発信など総合的に支援します。

■目指す姿を実現するための取組
目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

- ・ 岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を付しています。
- ・ なお、卷末に「復興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

3 取組に当たっての協働と役割分担

震災からの早期復旧・復興とともに、産業の振興など企業の事業拡大が重要です。

このため、企業は、事業拡大等に向けた経営課題の解商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援し

また、県は、事業者の抱える経営課題を把握するとともに、支援機関の斡旋など課題解決に向けたコーディネートを行います。

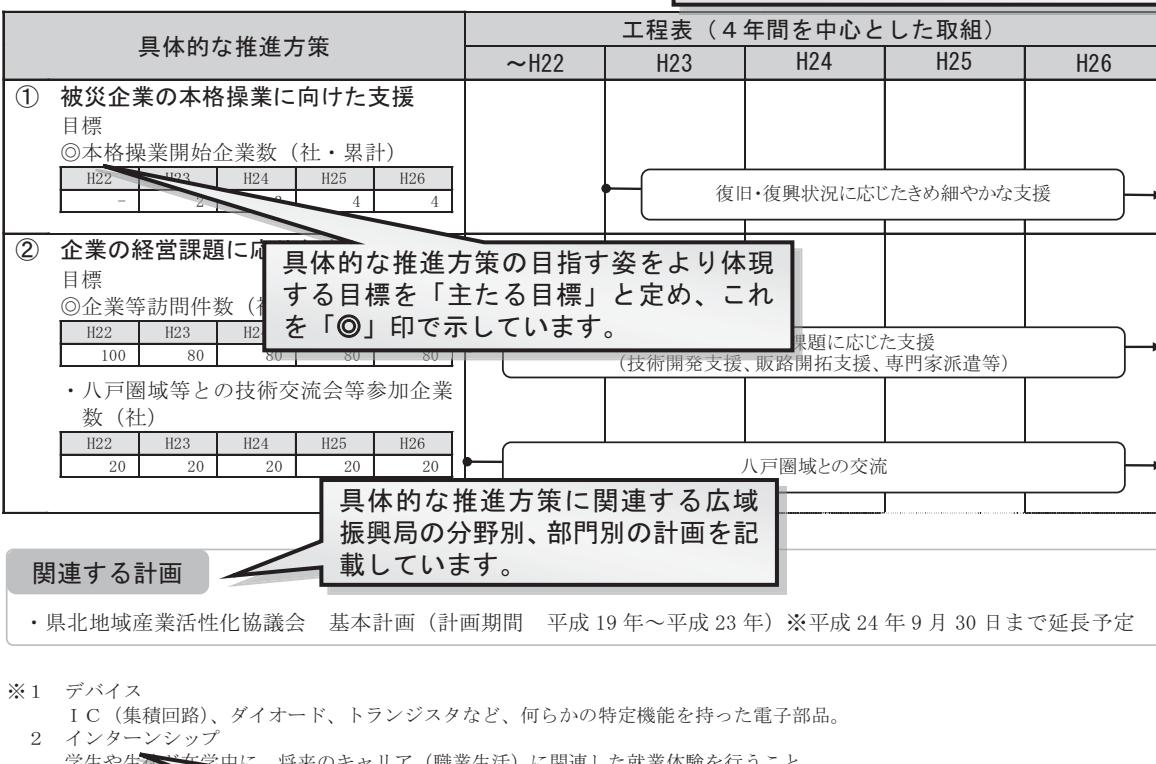
- 取組に当たっての協働と役割分担
「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

	<p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術力の向上、研究開発、取引拡大の取組の推進 ・ハ戸圏域等他圏域との交流会等への参画 ・若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ
県以外 の主体	<p>(産業支援機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・企業間取引、研究機関等とのマッチング支援 <p>(商工団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融関係の相談対応 ・企業訪問による指導（税務、経理等）
県	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・ハ戸圏域等他圏域との交流機会の提供 ・研究機関等とのマッチング支援 ・若年層の人材育成及び企業内人材育成に対する支援 ・企業誘致に係る情報収集、情報提供及び誘致企業の

4 県の具体的な推進方策（工程表）

■県の具体的な推進方策

県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。



難解な表現、専門用語には、
用語解説を付しています。

県北広域振興圏

- 1 県北広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 1 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 23 年度から平成 26 年度まで）

重点施策No. 1 防災対策の推進

重点施策No. 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

重点施策No. 3 農林水産業の経営体の育成と産地形成

① 農業

② 林業

③ 水産業

重点施策No. 4 着地型観光の展開

重点施策No. 5 地域資源を生かした食産業の振興

重点施策No. 6 ものづくり産業の振興

重点施策No. 7 雇用機会の確保・拡大

重点施策No. 8 地域における医療と健康づくりの推進

重点施策No. 9 地域で支えあう福祉の推進

重点施策No. 10 良好な環境の保全

重点施策No. 11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

培われた知恵・文化、多様な資源・技術を生かし、
八戸圏域等との交流・連携を深めながら、
持続的に発展する活力みなぎる地域

【取組の基本方向】

- ・ 冷涼な気候を生かしたレタスやほうれんそう、品質の高い雑穀、放牧で育てたいわて短角和牛、ブロイラー、三陸の海に育まれたウニ・アワビや天然ホヤなど、県北圏域が誇る安全・安心で魅力的な農林水産資源を生かし、食産業の振興を図ります。
- ・ 企業支援の強化や、ものづくり人材の育成を進め、縫製業、電気電子機器関連産業、造船業など、ものづくり産業の一層の振興を図ります。
- ・ 県北圏域が持つ豊かな自然環境や漆に代表される伝統に培われた文化を生かし、農山漁村の暮らしを実感できる体験観光や教育旅行の取組を進め、定住・交流人口の拡大を図ります。
- ・ 歴史的・文化的にも深いつながりがあり、隣接する経済圏である八戸圏域等と様々な面で交流・連携を進めながら、地域経済の活性化を推進します。
- ・ 地震津波等の災害から住民生活を守る基盤整備や、地域住民の互助の精神を生かした様々なネットワーク作りを進め、生涯を通じて健康で安全・安心に暮らしていく社会の形成を進めます。

2 第1期プランにおける成果と課題

○「I 地域の自立を可能とする産業経済基盤の構築」

第1期においては、農林水産業の担い手育成と産地形成、地域資源を生かした食産業の振興、体験型・交流型観光の展開、ものづくり産業の集積、雇用環境の改善及び産業を支える物流基盤の整備により、地域の自立を可能とする産業経済基盤の構築に取り組みました。

その結果、6次産業化等による農畜産物の高付加価値化、県産材の流通・加工体制の構築、水産基盤施設整備の推進、食産業における新商品化・新規取引成立、観光やものづくり産業の人材育成、一次産業等を支援する農道、林道、県道等が一体となった道路ネットワークの構築などがおおむね順調に進みました。

しかし、東日本大震災津波の発生により、沿岸部を中心に甚大な被害に見舞われたことから、震災からの一日も早い復旧・復興が課題となっています。

今後は、農林水産業の生産基盤の早期復旧、被災企業の本格操業に向けた支援、風評等により低迷している観光の復興のほか、引き続き、地域特性を生かした農林水産業の経営体育成と産地形成、消費者ニーズに応じた商品開発や販路開拓、地域食材や地元企業の魅力の認知度向上、観光やものづくり産業の人材育成などを推進していきます。

○「II 安全・安心に暮らせる地域社会の形成」

第1期においては、地域における医療と健康づくりの推進、地域で支えあう福祉の推進、環境の保全、防災・危機管理対策の推進及び定住環境の整備により、安全・安心に暮らせる地域社会の形成に取り組みました。

その結果、傾聴ボランティア養成等による自殺予防対策の推進、健康教育等による生活習慣病予防の推進、地域で支える子育て支援、シンポジウムや学習会等による環境活動の推進、青森県境産廃不法投棄事案への対応などがおおむね順調に進みました。

しかし、震災による民間診療所の流失や被災者の心身の健康回復、地域コミュニティの機能低下への取組が課題となっています。

今後は、被災診療所の再建、被災者の健康維持の支援やこころのケア、地震津波等に備える防災対策の強化のほか、引き続き、医療機能の役割分担と連携等によるこころと体の健康づくり、地域で支える子育て・高齢者支援、環境を守り育てる人材育成、地域の生活環境の整備とコミュニティ活性化などを推進していきます。

3 振興施策の基本方向（平成23年度から平成26年度まで）

県北広域振興圏の第2期プランは、圏域の沿岸部と内陸部が一体となり、また、他圏域と連携しながら、震災からの早期復旧・復興と圏域の地域特性を生かした振興を図るため、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「地域資源を生かした活力ある産業づくり」及び「健康で住みよい地域づくり」を基本方向とし、11の重点施策を推進していきます。

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 震災により被災した道路、港湾等の早期復旧・復興を進めるとともに、地震津波等への防災対策を強化します。
- 産業の振興や暮らしやすい地域づくりに必要な社会基盤の整備を引き続き推進します。

重点施策

- 1 防災対策の推進
- 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

- 震災により被災した農林水産業の生産基盤等の早期復旧・復興を進めるとともに、冷涼な気候など地域特性を生かした農林水産物の生産を拡大しつつ、生産・加工・販売の連携を強化します。
- 県北圏域の自然・暮らし・文化を実感できる着地型観光や、「食」を生かした産業の展開を図ります。
- 被災企業の本格操業に向け支援するとともに、産業支援機関と連携した企業支援を展開し、ものづくり産業の育成、雇用機会の確保・拡大を図ります。

重点施策

- 3 農林水産業の経営体の育成と産地形成
 - ① 農業
 - ② 林業
 - ③ 水産業
- 4 着地型観光の展開
- 5 地域資源を生かした食産業の振興
- 6 ものづくり産業の振興
- 7 雇用機会の確保・拡大

III 健康で住みよい地域づくり

- 震災で被災した方々への支援を継続するとともに、子どもから高齢者まで、また、病気や障がい等の有無に関わらず、共に支えあいながら、健康で安心して暮らせるよう保健・医療・福祉の充実を図ります。
- 豊かな自然や環境を守り育て、また、農山漁村・都市の生活環境の整備を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図りながら、暮らしやすい地域づくりを進めます。

重点施策

- 8 地域における医療と健康づくりの推進**
- 9 地域で支えあう福祉の推進**
- 10 良好な環境の保全**
- 11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化**

1

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

防災対策の推進

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した施設の復旧が完了し、防災施設の整備が進んでいます。

また、防災を考慮した土地利用や、防災施設に頼り切ることなく被害を軽減する適切な判断や行動ができる意識の定着が進み、住民が安全・安心な暮らしを営んでいます。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	—	9.1%	86.4%	94.3%	100.0%
【目標値の考え方】					
東日本大震災津波により被災した県管理の公共土木施設 88 か所（災害査定決定箇所数）の復旧について、早急に完了することを目標値とするもの。					

現状

- 震災により被災した県管理の公共土木施設が 88 か所（道路 15 か所、橋梁 4 か所、河川 5 件、港湾及び海岸 64 件）、町村管理の農地・農業用施設が 33 か所（農地 12 か所、施設等 21 か所）、林野庁所管で県管理の防潮堤（1 件）や治山施設等（6 か所）、県管理の水産基盤施設（漁港）が 67 か所にのぼり、これらを早期に復旧し、整備を進める必要があります。
- 今後の地震・津波に備え、久慈港湾口防波堤の整備が進められていますが、平成 22 年度末の整備進捗率が 34% と低い状況にあり、早期完成を図る必要があります。
- 久慈港において 8.6m（推定^{※1}）の津波が押し寄せたことから、防潮堤の計画的な整備が必要であるとともに、水門や陸こうについて、施設の老朽化や非常時における閉鎖作業の危険性などを解消する必要があります。

特に、野田村の防潮堤については、施設延長 1,350m のうち 1,240m が被災するなど甚大な被害を受けたことから、まちづくり計画と併せて早期に復旧・整備を行う必要があります。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅等の耐震対策を促進する必要があります。
- 近年、局地的豪雨等に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害の被害軽減を図るため、防災施設の未整備箇所を整備するとともに、土砂災害警戒区域^{※2}等の指定などの対策を推進する必要があります。
- 津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る地域づくりを進めるため、市町村と連携して啓発活動を充実させ、住民の防災意識の向上を図り、災害時の的確な行動を確保する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

震災により被災した施設の早期復旧・整備を推進します。

また、自然災害による被害をできるだけ最小化する「減災」の考え方に基づき、地震・津波

対策として防潮堤等の整備や避難経路の充実、洪水・土砂災害対策として河川・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定などを進めるとともに、防災意識や災害時の適切な判断・行動に関する啓発活動を進めます。

主な取組内容

① 地震・津波対策の推進 ☆

- 震災により被災した施設の早期復旧・整備を推進するとともに、市町村が管理する被災施設の復旧・整備に対する技術的支援を行います。
- 今回の震災を踏まえ、津波被害を軽減するため、防潮堤などの防災施設を整備するとともに、迅速かつ確実な水門や陸こうの稼動を確保するため、計画的な施設・設備の改築や修繕を推進します。また、野田村の防潮堤については、所管が農林水産省・林野庁・国土交通省の3省庁にまたがっており、これらを担当する関係部局が相互に連携しながら、速やかな復旧・整備を推進します。
- 各市町村の「耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断と耐震改修を促進します。
- 震災により被災した市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援など、まちづくりに向けた取組を推進します。
- 避難経路の充実や防災教育の実施などソフト対策を推進します。

② 洪水・土砂災害対策の推進

- 洪水・土砂災害が懸念される地区における河川や砂防などの防災施設、治山施設等の整備を推進します。
- 住民が安全で迅速に避難できるようハザードマップ^{※3}の作成を促進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査等を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定など、ソフト対策を推進します。

③ 防災対策の強化 ☆

- 津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、人命と暮らしを守る地域づくりを進めるため、市町村と連携し、防災意識の向上や災害時の的確な行動を確保するため啓発活動を推進するとともに、市町村の地域防災計画策定に協力します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

震災による被災箇所の早期復旧・整備を進めるとともに、防災対策の推進に当たっては、関係法令等に定められた役割を確実に行っていくほか、関係機関が連携し、非常時により強い力を発揮できるような体制の構築が重要です。

県は、施設の復旧や防災施設の整備等に取り組むとともに、防災意識等の啓発活動に取り組みます。

国は、久慈港湾口防波堤の整備に取り組みます。

市町村は、自ら所管する被災施設の復旧・整備、自主防災組織の育成や災害時の住民への広報などに取り組みます。

企業・県民等は、防災対応力の向上に努めるとともに、耐震診断や耐震改修等に取り組みます。

県

- 県が所管する被災施設の復旧・整備
- 海岸・河川・砂防などの防災施設の整備
- 治山施設等の整備
- 市町村が行う耐震対策への支援
- 市町村が管理する被災施設の復旧に対する支援
- 市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援
- 道路の安全対策の推進
- 地域防災力向上への取組に対する支援
- 防災意識等の啓発活動

県以外 の主体	(国)	(企業・県民・NPO等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・久慈港湾口防波堤の整備 	

- (市町村)**
- ・市町村が所管する被災施設の復旧・整備
 - ・まちづくり計画の実現に向けた取組の実施
 - ・防災協定による連携
 - ・地域の安全・安心促進基本計画の実施
 - ・公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援
 - ・自主防災組織の育成
 - ・災害時の住民への広報の実施
 - ・防災意識等の啓発活動

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H22	H23	H24	H25	H26										
① 地震・津波対策の推進															
目標															
◎震災により被災した町村管理の農地・農業用施設等の復旧箇所数の割合 (%)	被災した施設の復旧・整備														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>87.9</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	—	87.9	100	100	100					
H22	H23	H24	H25	H26											
—	87.9	100	100	100											
◎震災により被災した林野庁所管で県管理の防潮堤、治山施設等の復旧箇所数の割合 (%)	防潮堤などの防災施設の整備														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>14.3</td> <td>85.7</td> <td>85.7</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	—	14.3	85.7	85.7	100					
H22	H23	H24	H25	H26											
—	14.3	85.7	85.7	100											
◎震災により被災した県管理の水産基盤施設（漁港）の復旧箇所数の割合 (%)	海岸水門、陸閘の施設・設備の改築や修繕														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>35.8</td> <td>97.0</td> <td>98.5</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	—	35.8	97.0	98.5	100					
H22	H23	H24	H25	H26											
—	35.8	97.0	98.5	100											
② 洪水・土砂災害対策の推進															
目標	市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援														
◎河川・砂防・急傾斜地崩壊対策事業完了工区数（累計・工区）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	1	2	2	6	6					
H22	H23	H24	H25	H26											
1	2	2	6	6											
③ 防災対策の強化															
目標	河川・砂防などの防災施設の整備														
◎津波防災出前講座の開催回数（累計・回）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	H22	H23	H24	H25	H26	6	12	18	24	30					
H22	H23	H24	H25	H26											
6	12	18	24	30											
	治山施設などの整備														
	土砂災害警戒区域等の指定														
	小中学校や一般企業等を対象とした津波防災出前講座の開催														

※1 気象庁の津波観測地点のうち、久慈港については欠測となっており、平成23年4月5日に気象庁が発表した「現地調査による津波観測点付近の津波の高さについて」による推定値である。

2 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域。

3 ハザードマップ

防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

2

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により重要性が再確認された交通ネットワークの構築に向けて、高速道路網とそれを補完する幹線道路、農道、林道等の道路や港湾の整備が進み、都市や農山漁村の産業経済活動や地域間交流が活発に行われています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎高速交通ネットワークを補完する主な幹線道路等の整備進捗率	38%	42%	49%	55%	63%

【目標値の考え方】

高速交通ネットワークを補完する主な幹線道路のうち、一般国道 281 号の案内工区（久慈市）など現時点で着手を予定している 7箇所について、全体事業費に対する各年度の事業費から算出した整備進捗率を指標として掲げるものであり、平成 26 年度に 63%を目指すもの。

現状

- 震災の経験を踏まえ、災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保した道路ネットワークの構築を推進していく必要があります。

現在、国では、復興道路^{※1}として位置付けられている八戸・久慈自動車道、久慈・宮古間の三陸北縦貫道路の整備を進めています。災害時の救助、救援活動、緊急輸送物資の運搬などを迅速かつ的確に行うためには、これらを補完する機能を持つ復興支援道路^{※2}や復興関連道路^{※3}についても整備を推進する必要があります。
- 久慈市には重要港湾の久慈港があり、物流拠点としての利用拡大や災害対応拠点としての機能強化を図るため、港湾施設を整備する必要があります。
- 平成 22 年 12 月の東北新幹線全線開業（青森延伸）により、旅行者を含めた人の動きの活発化が期待されており、県際道路や観光地へ通じる道路など地域間の交流人口拡大につながる道路の整備を推進する必要があります。
- 木材の生産性向上や林産物の運搬路確保等のため、国道・県道・市町村道などの整備と連携しながら林道を整備することにより、一層効率的な道路ネットワークを形成する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

高速道路網の整備を促進するとともに、高速道路網を補完する主要地方道等の幹線道路や港湾の整備を進め、内陸部と沿岸部あるいは沿岸部相互における物流の効率化や圏域内外の交流拡大を図ります。

また、国道・県道・市町村道や基幹的農道とのつながりを踏まえた林道の整備により、産業経済活動の向上を図ります。

主な取組内容

① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ☆

- ・ 復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の高速道路網の整

備を促進します。

- ・ 内陸部からアクセスする道路や高速道路インターチェンジにアクセスする道路など、復興支援道路や復興関連道路として県が所管する幹線道路の整備に取り組みます。
- ・ 船舶の安全な航行や荷役等を確保するため、久慈港諫訪下地区の防波堤改良、小型船だまりの改良整備を推進します。

② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備 ☆

- ・ 圏域へのアクセス改善及び県際道路のあい路解消や県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るための道路整備を推進します。
- ・ 観光地の良好な景観や道路環境を保全するため、景観に配慮した防護柵の整備を推進します。

③ 生産性の向上を支える林道の整備

- ・ 林道については、国道・県道・市町村道や基幹的農道と一体となった道路ネットワークの構築に取り組みながら、効率的な整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の整備を促進するとともに、物流の効率化を支援する道路や港湾、圏域内外の交流拡大を支援する道路及び林道の整備を推進するなど、国や県、市町村が適切な役割分担のもと、相互に連携を図りながら社会資本の整備に取り組むことが重要です。

県は、国・市町村と一緒に、道路ネットワークの構築に取り組むとともに、港湾施設の整備に取り組みます。

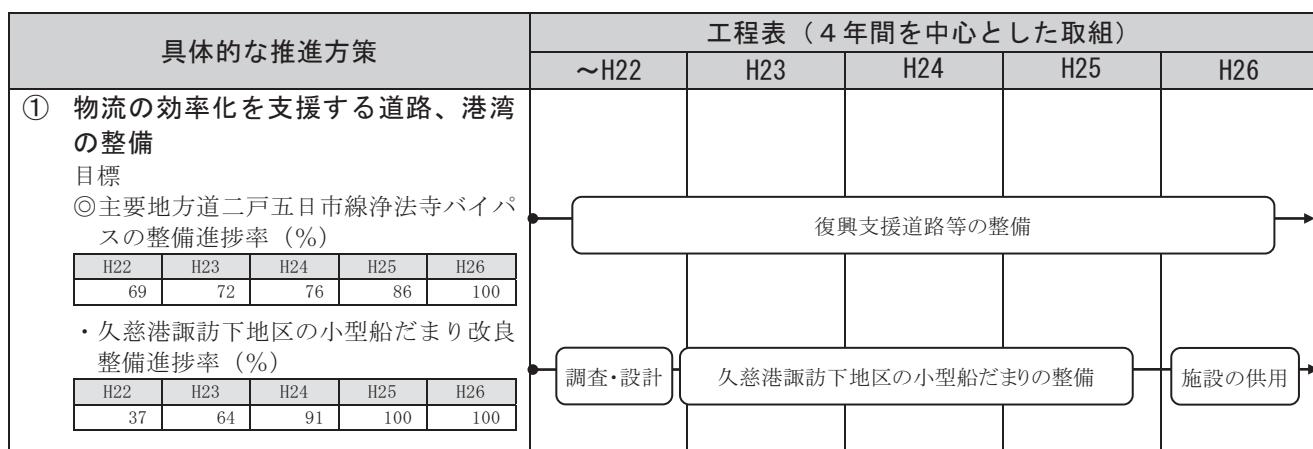
国は、八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の整備に取り組みます。

市町村は、自ら所管する道路や林道を整備するとともに、農道・林道の管理を行います。

企業等は、整備された道路や港湾施設を利活用しながら、産業経済活動を行います。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・国道(県管理)、県道の整備 ・林道の整備 ・港湾の整備及び利活用の促進 	
県以外 の主体	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路網の整備 <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村道の整備 ・林道の整備、管理 ・農道の管理 	<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路や港湾施設の利活用

4 県の具体的な推進方策（工程表）



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H22	H23	H24	H25	H26										
② 圏域内外の交流拡大を支援する道路の整備 目標 ◎一般県道野田長内線整備進捗率（%） <table border="1"><tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr><tr><td>6</td><td>16</td><td>36</td><td>56</td><td>76</td></tr></table>	H22	H23	H24	H25	H26	6	16	36	56	76	● 調査・設計	県道の整備			
H22	H23	H24	H25	H26											
6	16	36	56	76											
③ 生産性の向上を支える林道の整備 目標 ◎林道整備事業完了工区数（累計・工区） <table border="1"><tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr><tr><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>	H22	H23	H24	H25	H26	0	1	2	4	4	● 調査	防護柵の整備			
H22	H23	H24	H25	H26											
0	1	2	4	4											
	●	林道の整備													

※ 1 復興道路

三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県北圏域では三陸北縦貫道路と八戸・久慈自動車道が該当する。

2 復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県北圏域では、国道 281 号、国道 340 号、国道 395 号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道軽米九戸線、主要地方道戸呂町軽米線の 6 路線。

3 復興関連道路

三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路。県北圏域では、主要地方道軽米種市線、主要地方道野田山形線、主要地方道岩泉平井賀普代線、一般県道普代小屋瀬線、一般県道角ノ浜玉川線、一般県道野田長内線、一般県道侍浜夏井線の 7 路線。

3-1

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】**1 みんなで目指す姿**

意欲ある多様な経営体による消費者・実需者^{※1}ニーズに対応した競争力の高い産地の形成と農畜産物の付加価値向上の取組が進み、収益性の高い持続的な農業が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した農地やハウス等が復旧・整備され、生産活動が回復しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎農畜産物の販売額	611 億円	621 億円	637 億円	645 億円	658 億円

【目標値の考え方】

園芸の産地形成・生産販売の強化や畜産の飼養規模拡大などにより、平成 26 年度は、現状から約 8 % 増とし、目標値を 658 億円とするもの。

現状

- 県北圏域の平成 22 年度の農畜産物販売額は前年度対比 102% の 611 億円（久慈 245 億円、二戸 366 億円）となっており、増加傾向にあります。
- 地域農業の中核である認定農業者は平成 18 年度からの 4 年間で 194 人（18%）増加し、新規就農者も増えてきていますが、個々の経営改善が進んでいないことから、規模拡大や経営能力の向上などを促進する必要があります。
- ほ場整備や畠地かんがい等の生産基盤の未整備地区が多く、担い手への農地集積も進んでいない状況にあり、農業水利施設が老朽化しています。また、山間地域を中心に耕作放棄地が増加しています。
- 県北圏域の主要品目であるレタスやほうれんそうは連作障害による生産性の低下が懸念されており、生産技術の高度化や新品目の導入を進める必要があります。
- 震災により農地やハウス等が被災した沿岸地域では、農業の復興に向けた支援が必要です。
- 需給調整のため廃作される葉たばこ農地の有効活用に取り組む必要があります。
- 畜産は、規模拡大が進んでいますが、配合飼料価格の高止まりが続いていることから、経営の効率化や粗飼料自給率の向上を進める必要があります。
- 地域の特産物を活用した加工品開発・産直活動などの 6 次産業化や、農商工連携の取組が活発化する中、地元実需者と連携した加工用野菜生産が行われています。
- 地域ぐるみによる、農地・農業用水など農村の資源や景観の保全管理活動が活発化しています。
- 農畜産物に対する放射性物質の影響について、的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組**基本方向**

地域農業の中核となる多様な経営体の育成と農業生産基盤の整備等による農地の利用集積を進めるとともに、地域の協働支援体制による生産性の向上や実需者とのマッチングに取り組み、園芸・畜産の産地力強化を図ります。特に、震災による被災地域において、作目の再編や農地集積を進め、収益性の高い農業の実現を図ります。

また、地域資源の保全活動や産直など消費者との交流を促進し、農村の活性化を図ります。

主な取組内容

① 意欲ある多様な経営体の育成

- ・ 経営拡大に意欲的な認定農業者等を重点対象として、経営改善のためのモデル実証やセミナーの開催などを通じて、レベルアップを図ります。
- ・ 地域協働により、生産技術から経営面にわたるきめ細やかな支援を進め、新規就農者の確保・育成と、県北畑作・園芸地帯の地域特性を生かした多様な営農組織の育成を図ります。

② 農地の効率的利用の促進

- ・ 中山間地域等におけるほ場整備や畠地かんがい等の農業生産基盤整備と農地の利用集積を進め営農の効率化を促進します。
- ・ 農業水利施設の維持保全による長寿命化を支援し、農業用水の安定供給を図ります。
- ・ 市町村や農業委員会等関係機関が連携して農地の担い手への斡旋等を支援し、遊休農地の発生防止と農地再生を進めます。

③ 産地力の強化 ☆

- ・ 園芸では、地域の協働支援体制を強化し、県北圏域の気象特性に適したレタス・ほうれんそう・果菜類などの野菜やりんどう・きく類などの花き、りんごなどの果樹について、単収向上や省力化、作期拡大など、生産技術・経営水準の向上に取り組みます。
- ・ 被災地域にあっては、速やかに農地等の復旧を進め、重点的な施設等の整備と生産体制の構築を支援し、収益性の高い園芸団地の形成を図ります。
- ・ 畑作では、葉たばこの廃作農地も含め、農地の有効利用や病害虫対策のため、葉たばこ・雑穀と大豆・小麦・ソバ等との輪作体系の確立、園芸品目の導入を図ります。
- ・ 酪農・肉用牛では、飼養規模の拡大に対応した生産技術の高度化を進めるとともに、TMRセンター^{※2}やキャトルセンター^{※3}などの外部支援組織の運営強化、公共牧場の有効利用により、生産コストの低減や省力化を進めます。養鶏・養豚は、環境に配慮した臭気防止対策施設の整備を支援します。また、耕畜連携の取組を進め、飼料用米や稻発酵粗飼料^{※4}の利用拡大を図ります。
- ・ 県版農業生産工程管理(県版G A P)^{※5}導入を促進するとともに、地元で生産された有機質資源を活用した環境保全型農業を推進します。
- ・ 放射性物質に対する農畜産物の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

④ 農畜産物の高付加価値化の推進

- ・ 地域農産物を活用した6次産業化や、実需者ニーズに対応した農産物の安定供給体制の整備を支援するほか、やまぶどう・雑穀・日本短角種等の地域特産物は、生産から新商品開発、販路拡大までを支援し、農畜産物の高付加価値化を図ります。
- ・ 沿岸部と内陸部の交流・連携による産直活動や観光農業などの取組を通じて消費者交流を進めます。

⑤ 農村環境・地域資源の維持保全

- ・ 地域協働で取り組む地域資源保全活動を推進し、農村景観などの維持保全を図ります。
- ・ 中山間地域等直接支払制度を活用した中山間地域での営農活動体制の整備を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

意欲ある多様な経営体の育成や産地力の強化を図るためにには、関係機関・団体が協働で生産性の向上、消費者・実需者ニーズに対応した取組を推進していくことが重要です。

このため、生産者・団体等は、消費者ニーズに対応した農産物の生産やアグリビジネスを実践するとともに、生産技術の向上や経営改善に取り組み、主体となって産地形成を図ります。

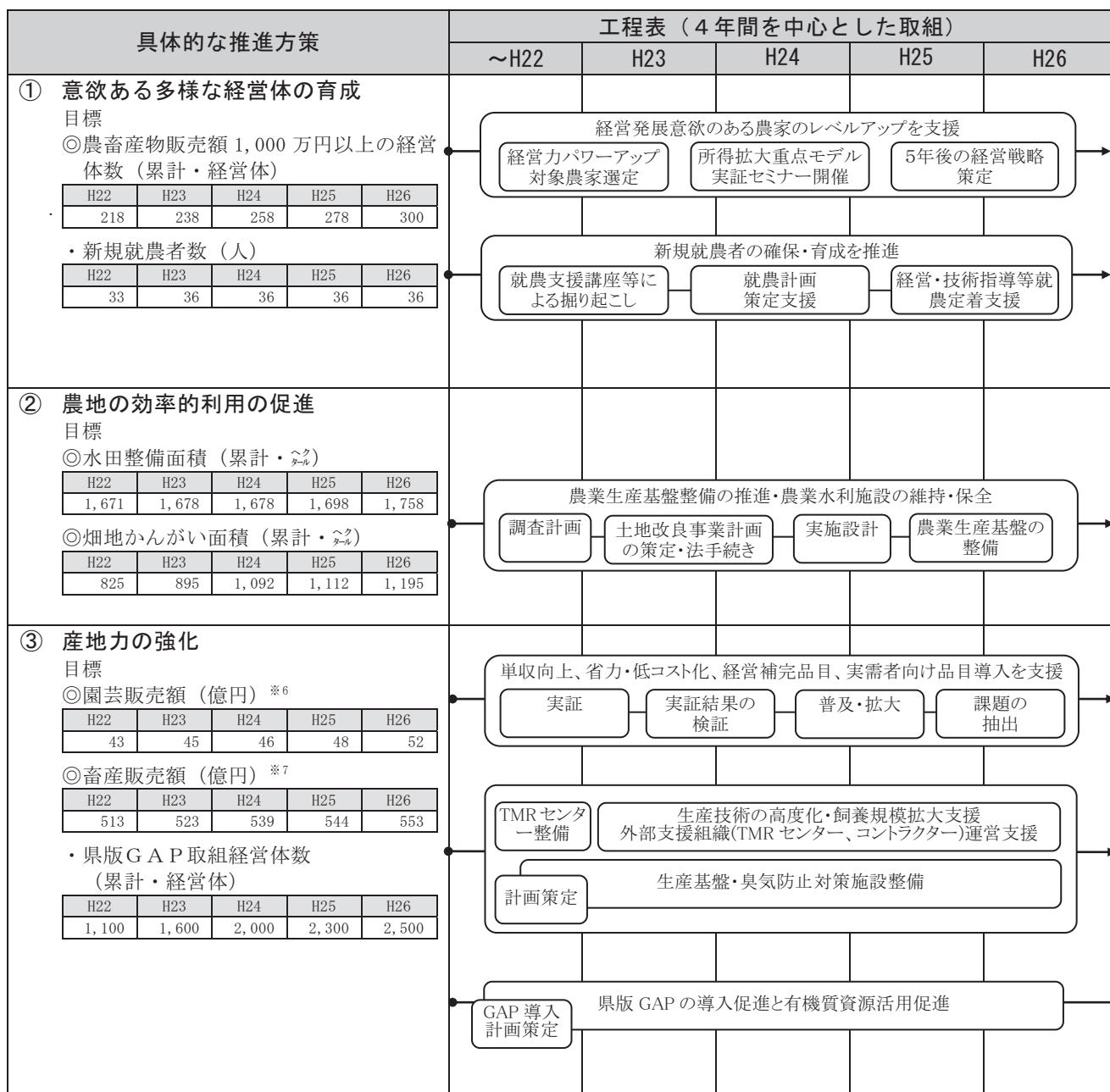
市町村は、各種事業等を適切に導入し生産体制を整備するなど、地域農業マスターPLANに基づき地域の農業・農村振興に取り組みます。

県においては、関係機関・団体と連携して、技術・経営改善実践支援、営農組織の育成、生産

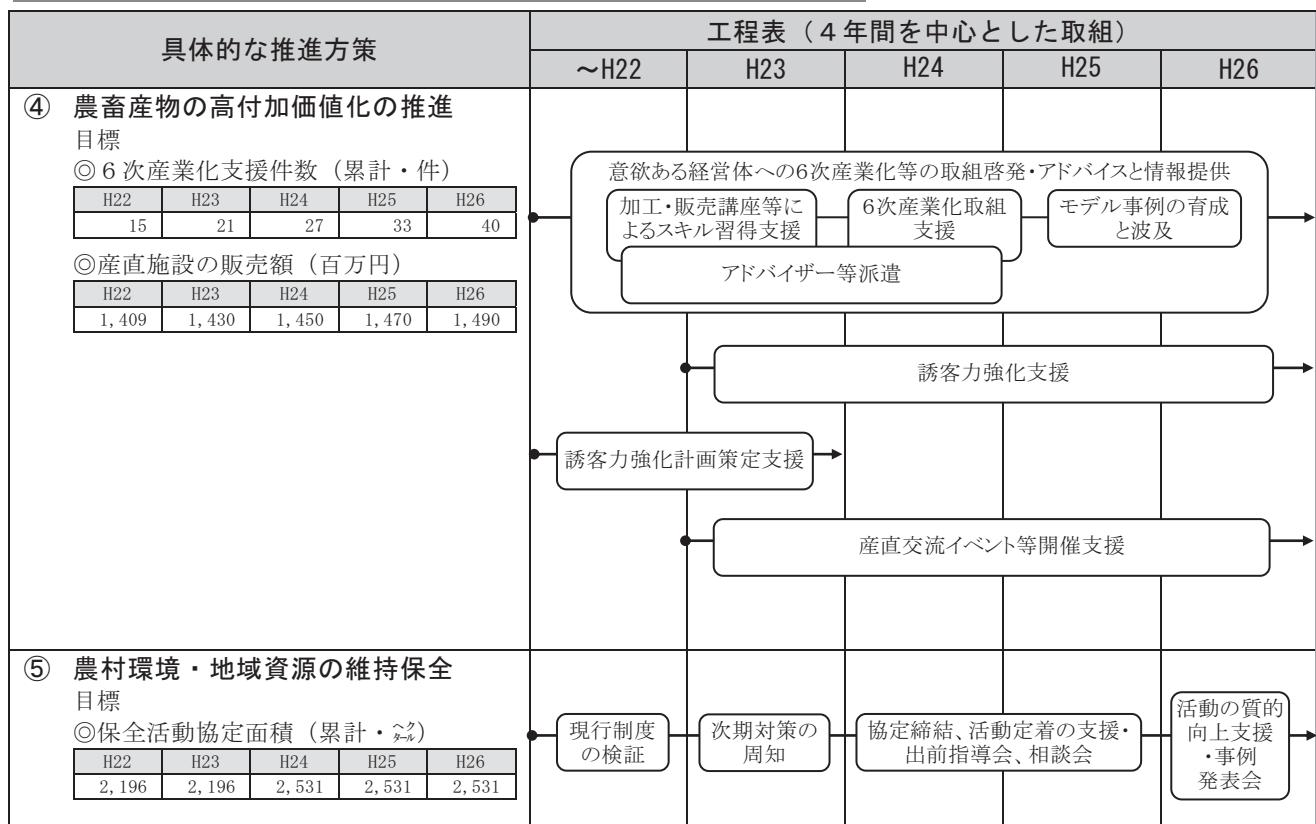
基盤等の整備支援などに取り組みます。

県以外 の主体	(生産者・団体等) <ul style="list-style-type: none"> ・先進技術の習得と経営改善の実践 ・安全・安心・高品質な農産物の生産 ・6次産業化等アグリビジネス実践 ・農村景観・環境保全等地域活動実践 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業マスタープラン等の作成と実践 ・農業経営改善計画等の作成支援・認定 ・生産施設・機械の整備支援 ・地域の農林水産物の情報発信と商品開発支援 ・農村景観・環境保全等の普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手確保・育成のための組織体制整備・支援 ・生産性、収益性の向上に向けた技術指導 ・生産基盤、生産施設・機械の整備支援 ・商品開発や実需者とのマッチング支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）



県北圏域重点施策 No. 3－1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】



※ 1 実需者

加工業者、外食・中食事業者、卸売業者、量販店など、農林水産物を加工する会社や農林水産物を取り扱っている流通業者の総称。

2 TMRセンター

粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料（TMR：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。

3 キャトルセンター

生産者（繁殖農家）から母牛、子牛を預かり管理育成する組織。

4 稲発酵粗飼料

稲の実と茎葉を同時に収穫し発酵させた牛の飼料のこと。

5 県版農業生産工程管理（県版GAP）

食品安全、環境保全、労働安全等を目的とする、栽培準備から出荷・調製まで農産物生産の各段階で農業者が守るべき県が策定した管理基準とその実践のこと（Good Agricultural Practice）。

6 「園芸販売額（億円）」

農協系統販売の数値。

7 「畜産販売額（億円）」

農協系統販売額に中小家畜（ブロイラー・採卵鶏・養豚）の販売額を加えたもの。

3-2

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】

1 みんなで目指す姿

森林が適切に管理され、その公益的機能が発揮されるとともに、生産、加工、流通・販売の連携による地域材や特用林産物^{※1}の供給体制強化が進み、生産活動の活発な林業が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した木材加工施設が本格操業を果たし、地域材が震災復興住宅等に活用されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎素材生産量	②210 千m ³	210 千m ³	212 千m ³	215 千m ³	220 千m ³

【目標値の考え方】
震災により素材の供給先を失ったものの、加工施設の早期復旧と国の森林・林業再生プランの実行に向けて、搬出間伐による毎年2～5千m³の増加を目指すもの。

注) 現状値、目標値ともに暦年の数値

現状

- 平成21年の素材生産量は210千m³で、合板工場や集成材工場への受入れが拡大したことから増加傾向にありましたが、震災により合板工場等が被災したため、当面の素材供給先の確保など流通の早期回復を支援する必要があります。
- 多くの森林所有者が小規模・零細なことから、採算性が低い森林所有者に代わって地域単位で森林経営を担う「地域けん引型林業経営体」のレベルアップを図ってきたところですが、圏域の計画的な森林施業が図られるよう、更なる経営能力の強化が必要です。
- 経営体等が森林経営計画を作成し効率的に施業実施していくためには、経営体相互及び他事業体との連携や森林整備の基盤として林内路網の整備を図る必要があります。
- 二戸地域を中心に木材加工が盛んですが、圏域内からの素材供給の割合は低い状況であり、素材生産の低コスト化や製材品の品質確保などにより地域材供給の拡大を図っていく必要があります。特にアカマツについては、地域材にこだわりを持つ設計士・工務店等とのネットワークの構築や実需者ニーズに対応した製材品の安定供給体制の確立が必要です。
- 震災で被災した木材加工施設はほとんどが再稼動したもの、震災前の事業レベルまで回復していないことから、まず復旧を最優先に今後の需要が見込まれる復興住宅等などへの地域材供給体制を整備していく必要があります。
- 当圏域は、乾しいたけ、木炭等の特用林産物の生産が盛んで、質・量ともに国内有数の産地を形成していますが、消費者ニーズへの対応や生産者の高齢化が課題であり、更なる生産販売体制の強化に取り組む必要があります。
- 特用林産物に対する放射性物質の影響について、的確な情報が求められています。
- 「浄法寺漆」は、全国の漆器や文化財修復等に使用されていますが、浄法寺地域が国内最大の産地であることやその品質の高さがあまり知られていないことから、ブランド化の推進と戦略的な販路拡大に取り組む必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域単位で適切な森林整備を担う意欲ある林業経営体を育成するとともに、多様なニーズに対応した地域材の加工販売体制を構築します。特に震災により被災した木材加工施設の早期復旧を図り、沿岸部と内陸部が連携して震災復興住宅等への地域材の利用を促進します。

また、特用林産物の木炭や乾しいたけの流通・販売体制を強化して販路拡大等に取り組むほか、浄法寺漆認証制度^{※2}の運用や漆生産者団体の組織強化を通じて浄法寺漆のブランド化と生産量の確保を図ります。

主な取組内容

① 適切な森林整備と意欲ある経営体の育成

- ・ 森林の保全と森林資源の循環利用のため、間伐や再造林等を計画的・効率的に進めるほか、重要な地域資源であるアカマツ天然林や広葉樹林の適正な育成に取り組むとともに、その基盤となる林内路網の計画的な整備を進めます。
- ・ 地域けん引型林業経営体に対し、経営能力の強化と森林施業の集約化や低コスト化に向けた取組への支援を継続するとともに、効率的な事業実施に向けて事業体間の連携強化を図ります。

② 地域材の加工販売体制の構築

- ・ 素材生産事業体の施業集約化や低コスト化の取組を支援するとともに、地域の木材加工事業体とのマッチングにより、圏域内の地域材供給の拡大を図ります。
- ・ アカマツについては、木材加工事業体と設計士・工務店等とのネットワーク構築を進め、天然乾燥、集成材加工、プレカット加工などそれぞれの特色を活かした企業間連携により、多様なニーズに対応した製材品の安定供給体制を整備します。

③ 震災復興住宅への地域材利用促進 ☆

- ・ 被災した木材加工施設の早期復旧を達成し、沿岸部と内陸部が連携し、木材加工事業体と設計士・工務店等とのネットワークを利用して、復興住宅等建築における地域材の多様な利用促進を図ります。

④ 特用林産物の流通・販売体制の強化

- ・ 木炭については、県北圏域の生産者や流通関係者の新組織「北いわて木炭産業振興協議会」の取組を支援しながら、木炭生産者から流通関係者まで収益が確保できる販売体制を構築するとともに、消費者ニーズを的確に捉えた販売を展開します。
- ・ 乾しいたけについては、生産者の安定した経営を実現するため、市場出荷だけではなく、消費者ニーズに対応した直接販売など流通・販売の多様化に向けた取組を進めるとともに、これに対応した生産量の拡大や生産技術の向上を図ります。
- ・ 放射性物質に対する特用林産物の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

⑤ 浄法寺漆のブランド化と生産量の確保

- ・ 浄法寺漆のブランド力強化に向け、浄法寺漆認証制度に基づく認証マーク^{※3}使用の新たな仕組みづくりを進め、漆器や精製漆^{※4}など製品へのマーク使用の普及と定着を図ります。
- ・ 安定的な需要の確保に向け、文化財修復における国産漆使用割合の増加について関係者に働きかけを行うとともに、新たな顧客の開拓に取り組みます。
- ・ 漆生産者団体の組織強化を通じて漆の安定供給体制の構築に取り組むとともに、漆原木の実態把握や適切な保育指導など、漆資源の維持・確保に向けた技術的な支援を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

圏域の森林の適切な保全と、森林を活用した地域産業の振興を図るために、行政、森林組合、森林所有者等が共通の認識を持ち、協働して着実に取り組んでいくことが重要です。

県北圏域重点施策 No. 3－2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】

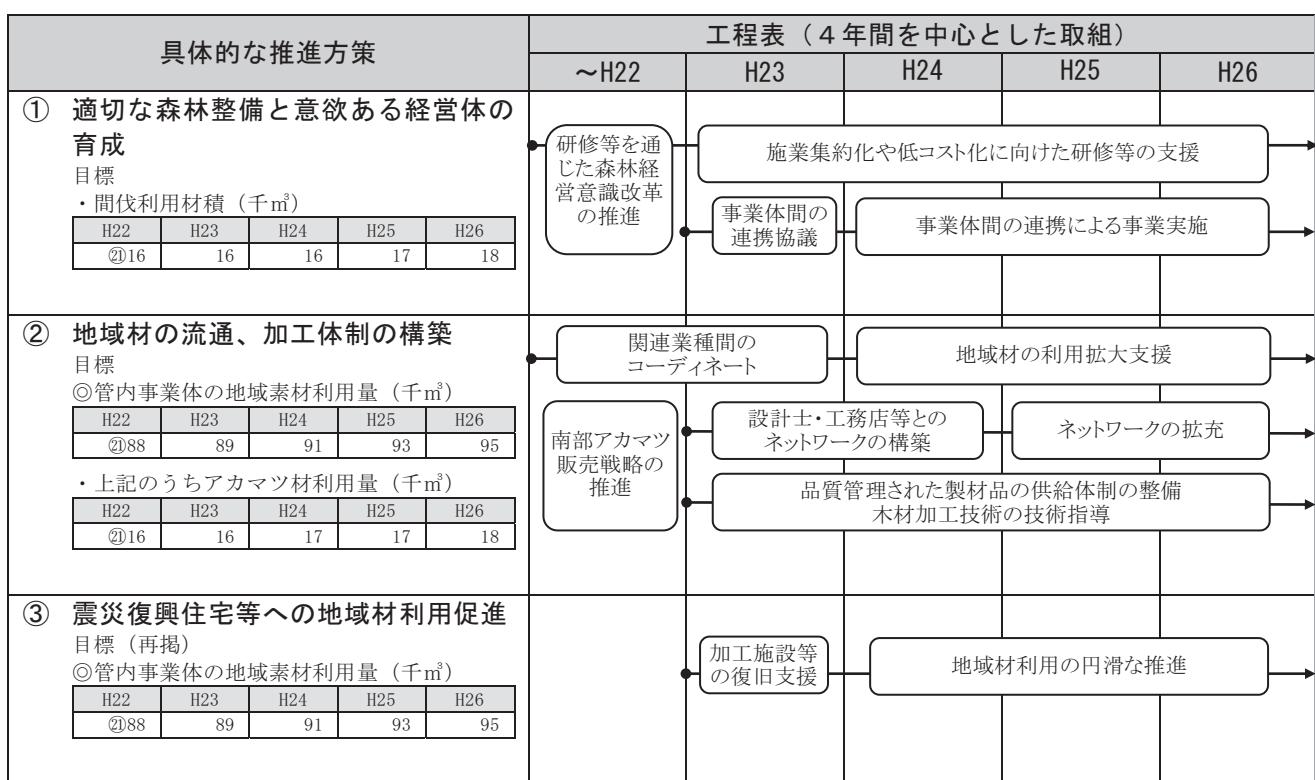
森林組合等の経営体は、森林経営計画等に基づく計画的な森林施業の実施や、地域材の流通・販売体制構築のためのネットワーク形成に取り組みます。

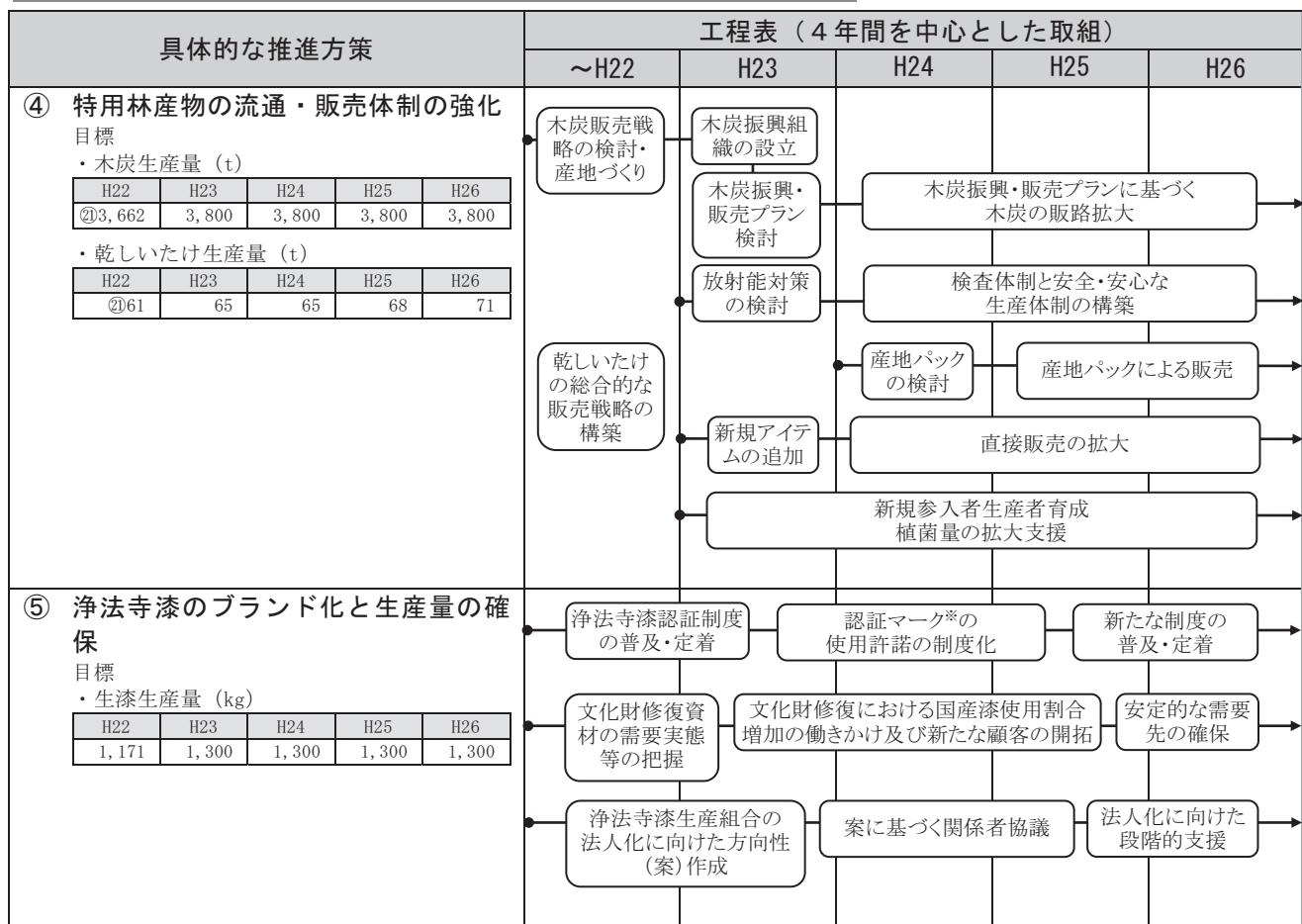
森林所有者は、森林の現況把握や境界保全、伐採届の徹底などを通じて計画的な森林施業の実施に貢献します。加工事業体等は、計画的な素材生産や品質管理された製材品の供給に取り組みます。

県は、市町村と連携しつつ、意欲ある経営体の育成、適正な森林管理に取り組むとともに、地域材、特用林産物の流通体制に関する支援、震災からの復興支援に取り組みます。

県以外 の主体	(森林組合等) <ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の作成と森林施業集約化の推進 地域材の流通販売ネットワークの形成 特用林産物の生産体制の整備と販路の拡大 	(森林所有者・加工事業体等) <ul style="list-style-type: none"> 計画的な森林施業の実施と森林現況把握や境界保全 計画的な素材生産や伐採届の徹底 品質管理された製材品の供給 特用林産物の生産技術の向上 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> 森林整備に係る市町村計画の策定と実行支援 地域材利用の推進 特用林産物の流通・販売体制強化支援
県	<ul style="list-style-type: none"> 意欲ある経営体（地域けん引型林業経営体）の育成 適正な森林整備に関する取組 地域材の流通加工体制の構築支援 特用林産物の流通・販売体制強化支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）





※1 特用林産物

一般的の木材を除くきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用の漆及び木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。

2 浄法寺漆認証制度

浄法寺漆の認知度を高めブランド化を進め、歴史・文化的な観点から地域資源を活用するための戦略的な取組を行うために、県北広域振興局と二戸市で創設した制度。「浄法寺漆」として認証するための基準を設け、公平性の観点から第三者機関による認証を行っている。

3 認証マーク

浄法寺漆認証制度に基づく浄法寺漆ブランドマーク。

4 精製漆

樹液を採取した状態の漆をろ過したあと、成分の均一化や余分な水分を取り除いたもの。

3-3

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】**1 みんなで目指す姿**

東日本大震災津波により被災した漁港、水産関係施設等が復旧・整備され、漁業生産が震災前の水準を上回るとともに、漁業協同組合を核とした力強い経営体の育成や安全・安心な水産物の多様な形態での流通が進み、活力ある水産業が展開されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎漁業生産額	②46 億円	33 億円	39 億円	46 億円	53 億円

【目標値の考え方】

ウニ、アワビの資源管理の強化と有効利用、ワカメ、コンブ、ホタテガイの付加価値向上と生産拡大などにより、7億円の増加(平成12年から21年平均漁業生産額への回復)を目指すもの。

現状

- 県北圏域の平成21年の漁業生産額は46億円となっており、アワビや秋サケ価格の低迷、ワカメの病虫害発生により減少傾向にあります。
- 沿岸部8漁業協同組合の正組合員数は2,169人(平成21年)と平成16年と比べ18%減少する中、震災により多くの漁業者が被災し、また、漁港施設等の生産基盤、漁船、漁具等の生産手段や養殖施設、作業保管施設等の共同利用施設などに壊滅的な被害が生じています。
- 漁業生産活動の早期再開のため、漁港、漁船、養殖施設、サケのふ化場等を早期復旧するとともに、生産拡大を図るため、増殖場等を計画的に整備する必要があります。
- 漁業・養殖業の再生に取り組む意欲ある担い手を育成するため、漁業協同組合と連携し漁船等の共同利用・生産システムの構築を進める必要があります。
- ウニ、アワビ等の生産を維持、増大するため、放流種苗の供給が回復する間の資源管理と資源の有効利用を進める必要があります。
- 圏域の特性を活かし産地力を強化するため、新たにナマコ、ホヤ、マツモ等の増養殖技術の開発等を進める必要があります。
- 内水面漁業を振興するため、内水面漁場等に飛来するカワウの被害防止策の検討や放流用のアユ種苗の確保を進める必要があります。
- 流通・加工体制の再構築のため、産地魚市場、水産加工施設、製氷・貯氷施設や冷凍・冷蔵施設等の復旧、機能強化を進める必要があります。
- 水産物の販路開拓や新商品開発のため、新たな連携や取組を進める必要があります。
- 水産物に対する放射性物質の影響について、的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組**基本方向**

生産基盤等の早期復旧・整備によって増養殖漁場の生産性の向上を図るとともに、漁船等の共同利用や共同採捕・養殖システムの構築を進め、地域漁業の再生を支える力強い経営体を育成します。

また、産地魚市場や水産加工施設等の復旧、機能向上及び共同利用システムの構築を進め、

流通・加工体制を強化するとともに、販路拡大や水産物の高付加価値化を推進します。

主な取組内容

① 生産基盤等の復旧と整備 ☆

- ・漁港、定置漁場、養殖漁場の支障物や、増殖溝の堆積物の除去を進め、漁業生産活動の早期再開を支援します。
- ・漁港施設、漁船、養殖施設、荷捌施設、サケふ化場、種苗生産施設等の早期復旧を進め、漁業・養殖業生産体制の強化と生産活動の本格化を促進します。
- ・漁港、増殖場等の計画的な整備を進め、水産物の効率的な水揚や、ウニ、アワビ、養殖ワカメ、コンブ、ホタテガイ等の増産を支援します。

② 水産物生産体制の強化 ☆

- ・漁業協同組合と連携し、漁船等の共同利用や共同採捕・養殖システムの構築を進め、地域漁業の再生を支える力強い担い手を育成します。
- ・(社)岩手県栽培漁業協会種市事業所施設の復旧及び生産体制の整備を進め、震災前のウニ種苗出荷数への回復とアワビの種苗生産に向けた新たな取組を支援します。
- ・ウニやアワビの資源管理と有効利用、養殖ワカメのボイル加工やホタテガイ等の蓄養を進め、生産量の維持、増大を図ります。
- ・新たにナマコ、ホヤ、マツモ等の増養殖技術の開発を進め、特產品化を促進します。
- ・カワウの被害防止策の検討や放流用のユウ種苗供給体制の整備等を進め、内水面漁業の振興を図ります。

③ 流通・加工体制の再構築と販路拡大 ☆

- ・産地魚市場、製氷・貯氷施設、冷凍・冷蔵施設や水産加工施設等の復旧、機能向上及び共同利用システムの構築を支援し、流通・加工体制の強化を図ります。
- ・量販店等との連携の維持・拡大、産地での直接販売や内陸部の小売店等との直接取引等を支援し、販路開拓を促進します。
- ・生産者と水産加工業者、水産加工業者と量販店等の連携を支援し、新商品開発など水産物の付加価値向上を促進します。
- ・放射性物質に対する水産物の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

水産物の生産拡大と販売力強化を進めるためには、震災からの地域の漁業と水産加工業の一体的な復興が重要です。

漁業者・漁業協同組合は、生産性の向上や効率的な生産システムの構築により担い手を育成するとともに、水産加工業者等は販路拡大や市場ニーズに対応した商品開発に主体的に取り組みます。

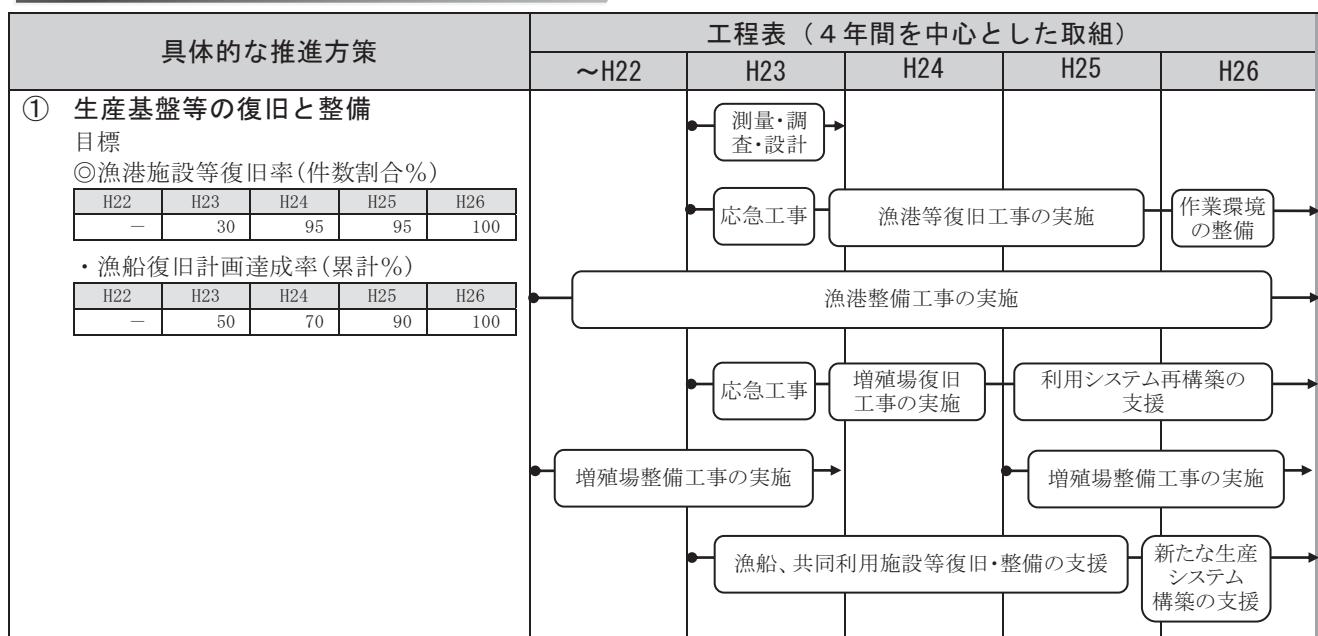
県においては、市町村と連携し、漁業者、漁業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工業者等の震災からの復興と新たな取組を支援します。

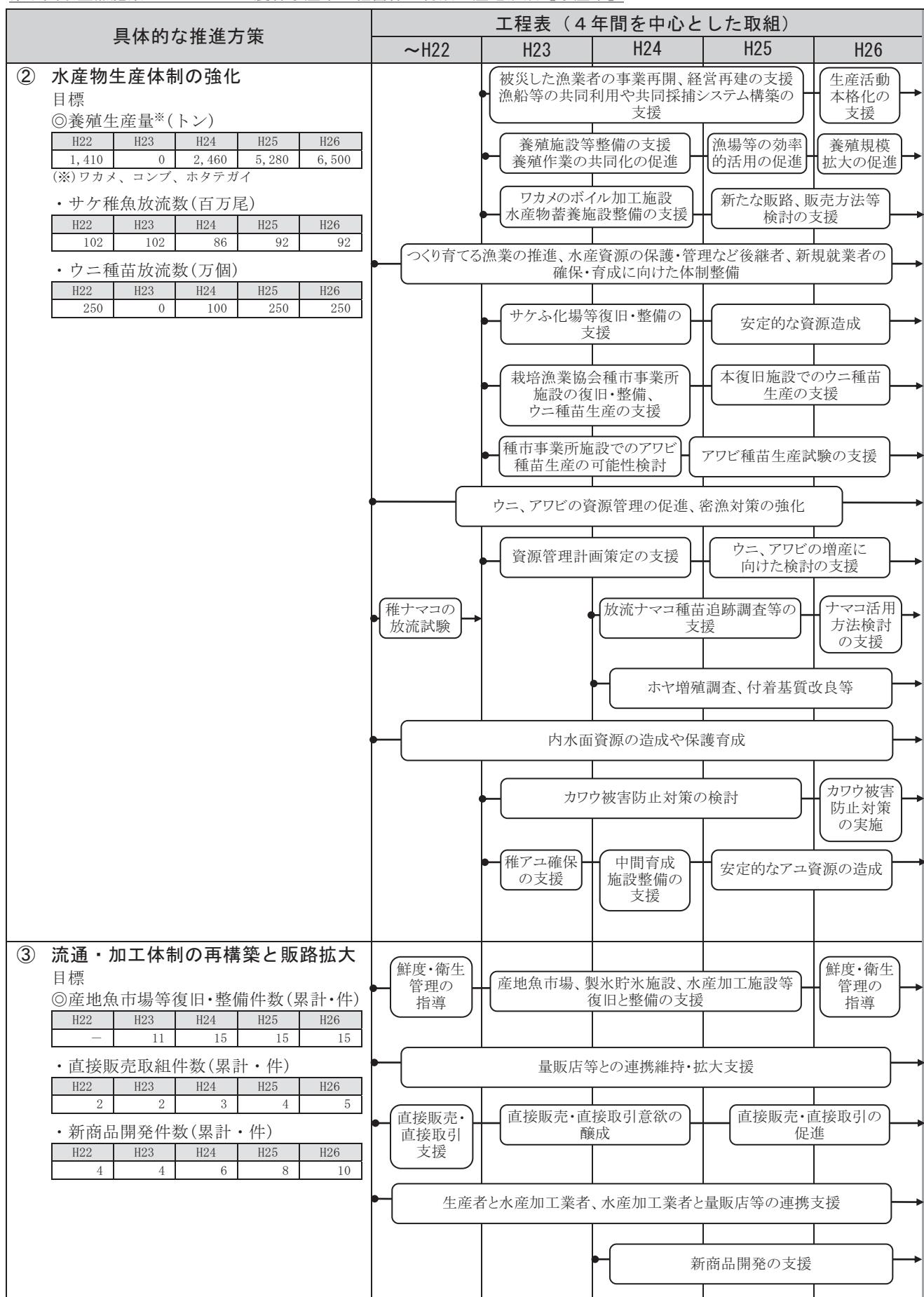
県以外 の主体	(漁業者・漁協・加工業者等)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用施設等の復旧と整備 ・漁船等の共同利用や共同生産体制の構築 ・養殖作業の効率化、生産規模拡大の推進 ・担い手の育成 ・つくり育てる漁業の実践 ・岩手県栽培漁業協会種市事業所におけるウニ・アワビの種苗生産 ・産地魚市場等の復旧・整備、鮮度・衛生管理の実施 ・冷凍施設等の共同利用システムの構築 ・新たな販路開拓と水産物の高付加価値化 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設の復旧工事の実施 ・共同利用施設等復旧と整備の支援 ・被災した漁業者の事業再開、経営再建の支援 ・担い手育成の支援 ・つくり育てる漁業の推進 ・産地魚市場、水産加工施設等復旧・整備の支援 ・水産加工業者等の地域内連携等の支援

県

- ・漁港・漁場施設の復旧工事の実施及び支援と計画的な整備
- ・共同利用施設等の復旧と整備の支援
- ・被災した漁業者の事業再開、経営再建の支援
- ・漁場等の効率的な活用と生産規模拡大の促進
- ・つくり育てる漁業の推進、水産資源の保護・管理
- ・岩手県栽培漁業協会種市事業所の施設復旧及び生産体制整備への技術的助言
- ・新たな増養殖技術の開発
- ・産地魚市場、水産加工施設等復旧・整備の支援と鮮度・衛生管理の指導
- ・冷凍・冷蔵施設等の共同利用システム構築の支援
- ・量販店等との連携の維持、拡大、直接販売や直接取引等の支援
- ・新たな商品開発や高付加価値化の支援

4 県の具体的な推進方策（工程表）





4

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

着地型観光の展開

1 みんなで目指す姿

農山漁村体験、自然体験、歴史資源、伝統的な食文化など、特徴ある素材を活用した観光メニューの認知度が高まり、多くの観光客が県北圏域の魅力を楽しむ着地型観光^{※1}が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した観光資源の再生が進み、震災以前の水準の観光客が県北圏域に訪れています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎観光客入込数（延べ人数）	280万人	252万人	261万人	271万人	280万人
【目標値の考え方】					
平成22年度を基準年（280万人）として、平成23年度を震災の影響により前年比10%減と推計。平成26年度までに平成22年度水準への回復（平均上昇率3.6%増）を目指すもの。					
注）観光客入込数（延べ人数）は、各調査対象地点における入込数の合計。					

現状

- 県北圏域への観光客入込数（延べ人数）は、平成22年度で280万人となっており、ここ数年は微増傾向にあります。なお、県全体に占める県北圏域の観光客数の割合は10.1%です。
- 平成22年12月の東北新幹線全線開業（青森延伸）により、旅行者を含めた人の動きの活発化が期待され、東北新幹線二戸駅、八戸駅は「岩手の北の玄関口」としての利用促進を進めていく必要があります。
- 当圏域には、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸等の景勝地、世界遺産暫定リストに登載された御所野遺跡をはじめ、天台寺や野田塩の道等の歴史資源、さらに、バッタリー村に代表される山村生活文化体験や田舎暮らし体験ができる施設等があります。しかし、こうした観光地の魅力を観光客等に十分に伝えきれていません。
- 久慈市では教育旅行など体験型観光が定着しているほか、洋野町や二戸市足沢などでも受入れに向けた取組が進められています。このような体験型・交流型観光をはじめとした多様な観光ニーズへの対応が必要です。
- 「北リアスゆとり旅観光ガイドの会・チーム『けさった』」や「九戸城ボランティアガイドの会」など、地域の観光を支える人材や団体が育ちつつあります。一方、観光客と接する観光関係者は、おもてなしの心を伝えられる接客を一層推進する必要があります。
- 震災により久慈地下水族科学館もぐらんぴあや小袖海女センターなど海岸部の観光施設が被災し、その早期の復旧が課題になっています。
- 震災の風評等による観光客の減少をくい止め、誘客を促進するため、震災からの復旧・復興の状況を適時適切に情報発信していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

隣接する八戸圏域や沿岸圏域をはじめ、平泉など県内陸部等と連携した観光メニューの企画

や情報発信により、県北圏域への観光客の誘客を図ります。特に、震災により被災した観光資源の再生や新たな誘客の取組など、当圏域全体の復旧・復興に係る情報を適時適切に発信します。

また、観光客の受け入れ態勢の強化や、農山漁村体験や歴史資源、食文化など当圏域の特長を生かした観光メニューの充実を図るとともに、観光を支える人材の育成に取り組みます。

主な取組内容

① 広域的な情報発信による誘客の促進 ☆

- ・隣接する八戸圏域や沿岸圏域、平泉などの県内陸部等との連携を更に強め、旅行会社に対する観光素材の提案により、東北新幹線二戸駅、八戸駅を玄関口とした誘客を促進します。
- ・東日本大震災津波から地域の観光業の復興を図るために、首都圏等での合同キャンペーンなど観光PRの場を活用した情報発信を行い、沿岸部と内陸部が連携して誘客を促進します。

② 受入れ態勢の強化及び観光メニューの充実 ☆

- ・旅行会社への観光メニューの企画提案や観光客への情報発信、観光客の受け入れ調整などを総合的に行う窓口の機能の強化を支援します。
- ・農山漁村体験をはじめ、天台寺や九戸城跡地などの歴史資源や伝統的食文化など、地域の特徴的な素材を活かし、多様なニーズ（グリーン・ツーリズム^{※2}、エコツーリズム^{※3}、ジオツーリズム^{※4}など）に対応したメニューの充実とともに御所野遺跡の世界遺産登録の取組などと連携し、価値の高い地域素材の情報発信により全国から注目される観光地づくりを進めます。
- ・隣接する八戸圏域や沿岸圏域等との連携、圏域の沿岸部と内陸部の連携により観光メニューの充実を図ります。

③ 観光を担う人材の育成

- ・地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上やおもてなしの心で迎える機運の醸成など、沿岸部と内陸部が連携して観光を担う人材の育成を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

着地型観光を進めていくためには、地域の観光関係者や県、市町村が連携し、新たな観光素材の掘り起こしや農林水産業・食産業と連携した取組を拡大し、観光のすそ野を広げていくことが重要です。

このため、観光事業者は、観光素材の掘り起こし、おもてなしの実践など受け入れ態勢の整備・充実を行うとともに、被災した観光資源の復旧を行います。

民間の広域観光推進組織は、観光客受け入れの総合的窓口機能の整備、強化を図るとともに、広域的な観光素材の魅力向上につながる観光メニューの充実や情報発信を行います。

県は、民間の広域観光推進組織の活動や観光素材の魅力向上及び観光メニューの充実を支援するとともに、市町村と連携して被災した観光資源の復旧を支援します。

県以外 の主体	(観光事業者)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none">・観光素材の掘り起こし・地域内での連携・協働による観光振興・受け入れ態勢の整備・充実・おもてなしの実践・被災した観光資源の復旧 <p>(民間の広域観光推進組織)</p> <ul style="list-style-type: none">・観光客受け入れの総合的窓口機能の整備、強化・広域的な観光素材の魅力向上、観光メニューの充実、商品化・広域的な観光情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none">・地域の観光素材の掘り起こし支援・地域の観光素材の魅力向上と観光メニューの充実・地域の観光を支える人材の育成支援・被災した観光資源の復旧支援

県	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の広域観光推進組織の活動支援 ・観光素材の魅力向上支援と観光メニューの充実支援 ・他圏域との連携、調整 ・観光を支える人材の育成支援 ・被災した観光資源の復旧支援
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）



※ 1 着地型観光

自ら地元の観光商品をつくり、地域外の旅行業者と連携して、地元に観光客を呼び込む誘客の方法。

2 グリーン・ツーリズム

農山漁村において、農地や森林、海洋などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他地域資源を介して行われる多様な交流活動。

3 エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に対する意識を醸成する観光。

4 ジオツーリズム

地球活動の現象である地質・地形・景観など自然資源のストーリーを学ぶ観光。

5

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

地域資源を生かした食産業の振興

1 みんなで目指す姿

生産、加工、流通・販売の各事業者の連携が進み、当圏域の優れた農林水産資源を活用した付加価値の高い製品の製造・販売が拡大し、地域経済をけん引する産業として食産業が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した水産加工事業者等が本格操業を果たしています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎食料品製造出荷額	㉑743 億円	㉒749 億円	㉓641 億円	㉔689 億円	㉕743 億円

【目標値の考え方】

甚大な被害を受けた水産加工業の着実な復興に取り組むことにより、平成 25 年度（H26 目標値）までに平成 21 年度（H22 現状値）と同水準までの回復を目指すもの。

現状

- 県北圏域の食料品製造業の出荷額は、743 億円（平成 21 年）と県全体の 20.7% を占めています。また、当圏域の製造業全体の中で、従業者数で 52.3%、製造品出荷額で 65.5% を占めており、当圏域の基幹産業となっています。
- 震災により、生産者とともに水産関連産業を担う水産加工事業者が壊滅的な被害を受け、出荷額が著しく減少しています。
- 食産業事業者は小規模・零細事業者が多くを占め、経営基盤が弱いことから消費者ニーズに応じた商品の開発や販路開拓、事業規模拡大など様々な経営課題を抱えています。
- 当圏域の地域食材は、短角牛など魅力ある食材が多いものの、認知度の向上が課題となっており、圏域内外に対しこれを発信する取組が必要です。
- 食品衛生、品質管理の徹底や複雑・多様化する消費者ニーズへの対応など、市場が食品関係事業者に求める条件は厳しさを増しています。
- 当圏域は大規模養鶏場が集積し、ブロイラー産業が重要となっており、高病原性鳥インフルエンザが圏域内で発生すると甚大な影響が生じることから、発生を防ぐ対策を進める必要があります。
- 食産業製品に対する放射性物質の影響について、的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

震災により被災した事業者等の早期本格操業を、沿岸部と内陸部とが一体となって支援します。

また、事業者の経営課題に応じた専門家の派遣や事業者間のマッチング、食産業を担う人材の育成に取り組むとともに、当圏域の食産業事業者の製品の魅力を圏域内外に情報発信し、認知度の向上を図ります。

主な取組内容

① 被災事業者の本格操業に向けた支援 ☆

- 被災事業者の復旧・再開状況を把握し、企業ニーズに即した各種補助・助成制度の活用を助言するなどにより、被災事業者の本格操業に向けた取組を、沿岸部と内陸部が一体となって支援します。

② 事業者の経営課題に応じた支援

- いわて産業振興センター、市町村、商工会議所・商工会等と連携しながら、経営の高度化や付加価値の高い商品開発等の経営課題に応じた専門家の派遣、販路開拓のための商談会への出展等を支援します。
- 農商工連携等の圏域内外における事業者連携を促進し、新たな事業展開等を支援します。

③ 北いわての食材の認知度向上

- 全国的な物産フェアへの出展や定期的なマスコミ媒体等への情報提供を行い、圏域内外における雑穀、ヤマブドウ、短角牛等北いわて食材の持つ魅力の認知度向上に、沿岸部と内陸部が連携して取り組むことにより、北いわて産ブランドの形成を目指します。

④ 食産業を担う人材の育成

- 食品衛生管理や商品開発力の向上等を図るため、食品関係事業者の人材の育成を支援します。
- 次代の食産業を担う人材を育成、確保するため、沿岸部と内陸部が連携して、児童・生徒に対し、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動に取り組みます。

⑤ 安全・安心を支える体制の整備 ☆

- 高病原性鳥インフルエンザ等について、関係機関が連携して衛生管理等防疫に関する情報提供や技術的支援を行い、発生を抑制するとともに、発生時を想定した訓練の実施によって初動対応の迅速化を図ります。
- 放射性物質に対する食産業製品の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

震災からの早期復旧・復興と当圏域の地域食材を生かした食産業の振興を図るためにには、新商品開発や販路開拓など事業者の事業拡大が重要です。

このため、事業者は、事業拡大等に向けた経営課題の解決に取り組むとともに、産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援します。

また、県は、事業者の抱える経営課題を把握するとともに、補助・助成制度の活用助言や産業支援機関の斡旋など課題解決に向けたコーディネートを行います。

県以外 の主体	(事業者)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> 新商品開発、既存商品の改良、販路開拓 他事業者との積極的な連携 若年層の人材育成への協力、事業所内人材の育成 衛生管理等防疫の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者訪問による経営課題の把握、相談対応 事業者連携に向けたマッチング支援 地域食材の魅力の認知度向上に向けた取組
	(産業支援機関等) <ul style="list-style-type: none"> 販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供 商品開発に係る指導・助言 	
	(商工団体) <ul style="list-style-type: none"> 金融関係の相談対応 事業者訪問による指導（税務、経理等） 	

県	<ul style="list-style-type: none"> 事業者訪問による経営課題の把握、相談対応 事業者連携のマッチング支援 地域食材の魅力の認知度向上に向けた取組 事業所内人材の高度化に向けた人材育成支援 高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施 高病原性鳥インフルエンザ等の情報提供や技術支援
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）



6

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

ものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

優れた技術力や伝統の技を有する人材により製造・製作される製品が高く評価され、地域経済を支える産業としてものづくり産業が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した衣服製造企業や造船企業等が本格操業を果たしています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※ ¹ 等）の製造品出荷額	②222 億円	②225 億円	③178 億円	④231 億円	⑤234 億円
②繊維工業の製造品出荷額	⑥38 億円	⑦38 億円	⑧36 億円	⑨37 億円	⑩38 億円

【目標値の考え方】

- ① 震災からの着実な復興と平成 30 年までに過去最高の 250 億円を超えることを目指し、平成 25 年 (H26 目標値) について 234 億円とするもの。
- ② 震災からの着実な復興と平成 18 年度以降続いている製造品出荷額の減少に歯止めをかけることを目指し、平成 25 年 (H26 目標値) について 38 億円とするもの。

現状

- 県北圏域のものづくり関連製造品出荷額は平成 21 年に 222 億円と全県に占める割合は 1.9% となっていますが、繊維工業品の製造出荷額は、38 億円と全県の 16.1% を占めており、従業者数でも圏域内製造業の 14% を占めています。
- 震災により、当圏域の特徴的な産業である衣服製造業者や造船業者が被災し、製造出荷額が減少しています。
- 圏域内の企業は、高い技術を有しながらも大手企業等の下請中心の企業が多く、安定的な取引先の確保や技術力の更なる向上など様々な課題を抱えています。
- 当圏域には、高い技術力を有する衣服製造企業が多く操業しているとともに、浄法寺塗、久慈琥珀、大野木工、一戸・鳥越の竹細工などの多彩で優れた工芸品が製造されていますが、認知度の向上が課題となっています。
- 若年者が地元企業の魅力を知る機会を提供し、地元企業に就職を希望する人材の育成が必要となっています。
- 当圏域内には、12 か所 123.4ha の工業団地が造成されていますが、平成 22 年度末で工業団地内への立地企業数は 28 社、分譲率（工場用地面積に占める分譲面積の割合）は 61.3% となっており、企業立地が進んでいない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

震災により被災した衣服製造企業や造船企業等の早期本格操業を支援します。

また、産学官が連携して、企業の経営課題に応じた個別支援をはじめ、当圏域を特徴付けて

いる衣服製造企業等の認知度向上や、次代を担うものづくり人材の育成を進めるとともに、企業誘致を推進します。

主な取組内容

① 被災企業の本格操業に向けた支援 ☆

- ・ 被災企業の復旧・再開状況を把握し、企業ニーズに即した各種補助・助成制度の活用を助言するなどにより、被災企業の本格操業に向けた取組を支援します。

② 企業の経営課題に応じた支援

- ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に応じて、技術開発から販路開拓、更には企業情報の発信など総合的に支援します。
- ・ 沿岸部と内陸部、隣接する八戸圏域等の産業支援機関や企業、大学との交流・連携を促進し、技術力の向上や取引拡大を支援します。

③ 地域の特徴的な産業の振興

- ・ 衣服製造業の交流・連携を促進し、更なる技術力の向上や取引拡大を支援します。
- ・ 首都圏等のアパレル関連企業に対し、当圏域の衣服製造企業が有する高い技術力を企業と一緒にPRすることにより、認知度向上に取り組みます。
- ・ 浄法寺の漆や久慈の琥珀など、地域独自の素材を利用した工芸品の新商品開発や販路拡大の取組を支援するとともに、企業間連携を促進しながら戦略的に情報発信し、知名度の向上に取り組みます。

④ ものづくりを担う人材の育成

- ・ 次代を担うものづくり人材の育成、確保を図るため、産業界や学校等と連携し、児童・生徒の工場見学やインターンシップ^{※2}の斡旋、工業高校生への技能講習に取り組みます。
- ・ 他圏域の企業見学会や生産性向上等に向けた実践的な人材養成セミナーを開催し、企業内人材の高度化を支援します。

⑤ 企業誘致の促進

- ・ ものづくり企業の立地を図るため、港湾や高速交通アクセスなどの地域インフラ情報の発信や人材育成の支援等により企業誘致に努めます。
- ・ 誘致企業のフォローアップを行い、取引の拡大や工場の拡張等を支援するとともに、地場企業の工場の拡張等を支援します。
- ・ 新たな再生可能エネルギーとして期待されている洋上風力や波力等の海洋エネルギーを利用した発電施設及び大規模太陽光発電施設等の立地を促進するため、市町村と連携しながら、事業者による導入可能性調査等の取組を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

震災からの早期復旧・復興とともにものづくり産業の振興を図るためにには、技術力の向上や販路開拓など企業の事業拡大が重要です。

このため、企業は、事業拡大等に向けた経営課題の解決に取り組むとともに、産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援します。

また、県は、事業者の抱える経営課題を把握するとともに、補助・助成制度の活用助言や産業支援機関の斡旋など課題解決に向けたコーディネートを行います。

県以外 の主体	(企業) <ul style="list-style-type: none"> ・技術力の向上、研究開発、取引拡大の取組の推進 ・八戸圏域等他圏域との交流会等への参画 ・若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成 (産業支援機関) <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・企業間取引、研究機関等とのマッチング支援 (商工団体) <ul style="list-style-type: none"> ・金融関係の相談対応 ・企業訪問による指導（税務、経理等） 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ
県	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・八戸圏域等他圏域との交流機会の提供 ・研究機関等とのマッチング支援 ・若年層の人材育成及び企業内人材育成に対する支援 ・企業誘致に係る情報収集、情報提供及び誘致企業のフォローアップ 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H22	H23	H24	H25	H26										
⑤ 企業誘致の促進 目標 ◎新規立地・増設件数（社） <table border="1"><tr><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr><tr><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>	H22	H23	H24	H25	H26	1	2	2	2	2	誘致企業のフォローアップ		地場企業との取引拡大、工場拡張等の支援		
H22	H23	H24	H25	H26											
1	2	2	2	2											
	地場企業のニーズ把握		誘致企業との取引拡大、工場拡張等の支援												

関連する計画

- ・県北地域産業活性化協議会 基本計画（計画期間 平成19年～平成23年）※平成24年9月30日まで延長予定

- ※ 1 デバイス
IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持つた電子部品。
2 インターンシップ
学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

雇用機会の確保・拡大

1 みんなで目指す姿

県北圏域への求職者が就職できるよう当圏域で雇用の場が創出されるとともに、若年者等が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

また、東日本大震災津波の影響による離職者が再就職を果たしています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎求人不足数 ^{※1}	1,957 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人
【目標値の考え方】					
平成 23 年度に大幅に改善が見込まれる求人不足数を、平成 26 年度まで維持することを目指すもの。					

現状

- 震災により当圏域の有効求人倍率(原数値)は大幅に悪化しましたが、平成 23 年 10 月には久慈 0.74 倍・二戸 0.54 倍まで改善しました。しかし、正社員の求人は少なく短期雇用や季節雇用が多い状況にあります。
- 震災により沿岸部に立地する水産加工業者等が甚大な被害を受け、地域で離職や休業を余儀なくされた方々は 600 名以上になっており、緊急・一時的な雇用機会の確保が必要です。
- 当圏域は、他圏域に比べ地域経済をけん引する産業が弱いことや、雇用確保に直結する企業の立地が多くないことから、雇用の場を創出する必要があります。
- 若年者の地元企業への就職が少ないため、地域が一体となって若年者の就業機会の確保と地元定着のための対策を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

震災の影響による離職者の再就職について、相談対応等によって支援するとともに、再就職までの間、雇用対策基金^{※2}を活用した事業による緊急・一時的な雇用機会を提供します。

また、事業拡大に意欲的な事業者の支援や企業誘致等を通じて雇用機会の確保・拡大を図るとともに、関係機関が連携して学校におけるキャリア教育^{※3}や新卒者・若年者の就業支援の取組を進め若年者等の職場定着を図ります。

主な取組内容

① 緊急的な雇用機会の確保 ☆

- ・ 離職を余儀なくされた求職者に対し、市町村、ハローワーク、商工会議所等と連携しながら各種相談や就業支援を行うとともに、緊急雇用創出事業により再就職までの間の雇用の機会を確保します。

② 新たな雇用の場の創出

- ・ 財団法人いわて産業振興センターなどの産業支援機関や市町村、商工会議所等が連携しながら、農商工連携の推進等による取引拡大や新事業分野への進出などに向けた企業の意欲的な取組を支援し、雇用の場の創出を図ります。

県北圏域重点施策 No. 7 雇用機会の確保・拡大

- ・食産業やものづくり産業などの人材育成セミナーの開催等を通じて、地元企業のニーズに対応した産業人材を育成します。

③ 若年者等の就業支援

- ・企業見学会の開催や学校への企業人講師の派遣等により、児童、生徒の職業観・勤労観の醸成を図るとともに、専門高校における技能検定合格に向けた講習会等の開催により優秀な人材を育成します。
- ・地域ジョブカフェを拠点として、関係機関が連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、さらには若年求職者を中心とした就職活動を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

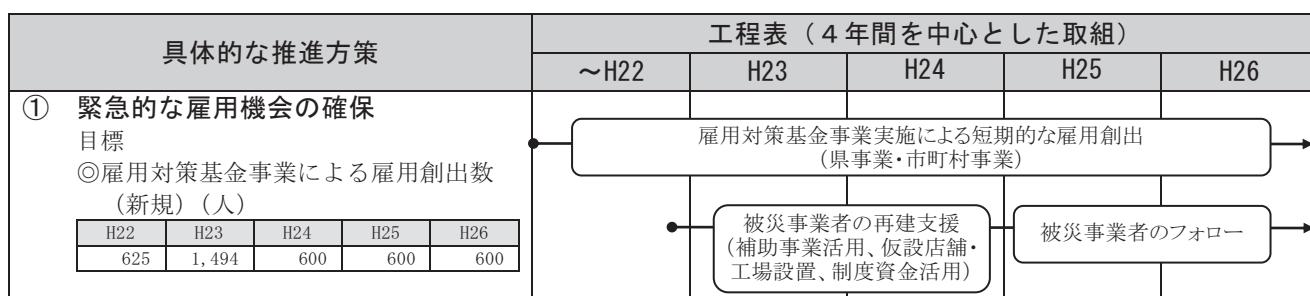
雇用機会が確保・拡大されるためには、地域事業者の生産活動や各種サービス提供が活発に行われることが重要です。

このため、企業は生産品の新たな取引先開拓や消費者が求める付加価値が高い新商品開発、サービス提供を積極的に展開します。

また、県は、産業支援機関や市町村、商工団体と連携し、事業者の取組の支援を行うとともに、高等学校、公共職業安定所、商工団体等と連携しながら、高校生や若年者の人材育成や就職を支援します。

県以外 の主体	<p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先開拓 ・付加価値が高い新商品開発、サービス提供 ・雇用の確保 ・人材育成 ・インターンシップ受入れ <p>(産業支援機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供 ・商品開発に係る指導・助言 <p>(商工団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者訪問による指導（税務、経理等） ・高校生に対する事業者情報提供 <p>(高等学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進 ・就職指導（生徒と企業のマッチング等） <p>(公共職業安定所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業斡旋 ・求人開拓 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者の再建活動支援 ・雇用創出のための産業振興施策の企画、調整、実施 ・企業誘致の推進 ・雇用対策基金事業の実施による雇用機会の確保 ・人材育成の支援
県	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者の再建活動支援 ・事業者の事業拡大、新事業展開支援 ・企業誘致の促進 ・産業人材の育成 ・学校のキャリア教育、高校生の就職支援 ・既卒若年者の就職支援 ・新卒者の職場定着支援 ・企業への雇用関係制度の周知 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）



具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
② 新たな雇用の場の創出 目標 ◎事業拡大、企業誘致等による雇用創出数（人）					
H22 H23 H24 H25 H26 — 50 50 50 50	本計画書に盛り込んでいる産業振興施策の推進 (事業拡大支援・新事業展開支援・企業誘致促進等)				
③ 若年者の就業支援 目標 ・新規高卒者圏域内就職率※4 (%)					
H22 H23 H24 H25 H26 29.8 30.5 31.0 32.0 33.0	学校におけるキャリア教育の推進 (普及啓発、企業見学会開催、企業講師講演会開催、 インターンシップ支援等)				
◎地域ジョブカフェのサービス提供を受けて就職決定した人数（人）					
H22 H23 H24 H25 H26 119 100 100 100 100	地域ジョブカフェによる就業支援 (セミナー開催、カウンセリング実施、職場定着指導訪問等)				

※1 求人不足数

月当たりの有効求職者数－月当たり有効求人数

2 雇用対策基金

国の交付金を活用し、県が造成した「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「ふるさと雇用再生特別基金」を指す。

3 キャリア教育

児童生徒一人一人の勤労観・職業観を育てる教育。

4 新規高卒者圏域内就職率

新規高卒就職者のうち、圏域内の事業所に就職した者の割合（岩手労働局公表資料による）。

地域における医療と健康づくりの推進

1 みんなで目指す姿

医療連携や、こころと体の健康づくりが進み、住民が生涯を通じて心身ともに健康で充実した暮らしを営んでいます。

また、東日本大震災津波による被災者が、関係機関・団体等の連携によって細やかに支援されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①自殺者数	42人	37人以下	35人以下	33人以下	30人以下
◎②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	83.9%	83.5%	83%	82.5%	82%
③メタボリックシンドローム ^{*1} の該当者及び予備群の割合 (対象年齢：40～74歳)	19.7%	19.6%	19.5%	18%	17%

【目標値の考え方】

- ① 県のアクションプラン目標（平成26年自殺者数330人以下、人口10万人当たりの自殺者数25.8人以下）の達成に向け設定したもの。
- ② 県立病院における救急患者のうち、当日帰宅措置とされた者（軽症患者と考えられる者）の減少を目指すもの。
- ③ 国が定めたメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合の減少率目標（平成20年度と比較した減少率を平成24年度に10%以下、平成27年度に25%以下）に合わせたもの。（平成20年度実績値は21.6%）

現状

- 震災による被災体験や生活環境の変化が、住民の心身のストレス状態を高めており、健康状況の悪化や、将来への不安からくる抑うつ・不安障害・PTSD^{*2}等の発生が懸念されます。
また、震災により流失した野田村の民間診療所の再建が緊急課題となっているほか、災害発生時を想定した医療体制の構築が必要です。
- 当圏域の自殺死亡率は県平均より高く（平成22年、10万人当たり圏域34.3人、県平均32.2人）、地域の関係機関によるネットワークを拡大・強化するとともに、うつ病の早期発見、早期治療や自殺未遂者の支援が必要です。
- 当圏域の人口割合でみた医療機関数や医療関係者数は、県平均と比較して低く（平成20年、10万人当たり医師数圏域127.8人、県平均191.9人）、診療科も偏在するなど厳しい医療環境にあることから、医療機能の役割分担と連携による切れ目のない医療の提供等、患者の視点に立った医療連携の推進が必要となっています。
- 当圏域の脳血管疾患や心疾患による年齢調整死亡率^{*3}は県平均より高い状況にある（平成21年、脳血管疾患10万人あたり圏域59.6人、県平均54.1人、心疾患10万人あたり圏域76.7人、県平均62.3人）ほか、中高年の肥満者の割合や成人期の肥満に移行しやすい少年期の肥満者の割合が高い状況にあり、食生活などの生活習慣の改善が必要です。
- 新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の流行による地域の社会・経済活動の混乱や停滞が懸念されることから、感染症対策への対応が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

震災による被災者の健康維持の支援やこころのケアを沿岸部と内陸部が協力して行うとともに、被災した民間診療所の再建や、災害発生時を想定した医療体制の構築を進めます。

また、医療機能の役割分担と連携を進め、切れ目のない医療の提供を図るほか、自殺対策や生活習慣病予防を推進し、こころと体の健康づくりを進めます。

さらに、感染症発生時における感染症まん延対策の充実を図ります。

主な取組内容

① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ☆

- 仮設住宅の巡回訪問や健康相談、栄養指導などにより健康な生活を維持できるよう支援するほか、岩手医大が中心となっている「こころのケアチーム」と連携して地域のこころのケア対策を沿岸部と内陸部が協力して推進します。
また、野田村をはじめ関係機関と連携を図り、流失した民間診療所の再建に向けて取り組むほか、関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保して、災害発生時を想定した医療体制の構築を図ります。

② 医療連携の推進

- 住民に地域医療の現状を情報提供し、医療機関の機能に応じた受診につなげるとともに、糖尿病治療をはじめとする保健・医療と介護・福祉との連携を推進します。また、将来の医療従事者の確保に向けた取組を行います。

③ 自殺対策の推進

- 県の自殺対策アクションプランに基づき、圏域の自殺対策アクションプランを策定するとともに、地域の関係機関とのネットワークによる情報共有・連携活動、うつ病の理解や相談窓口などの普及啓発、自殺者の遺族や自殺未遂者などのハイリスク者への支援等、医療関係団体、地域住民及び行政が一体となった自殺対策を更に推進します。

④ 生活習慣病予防の推進

- 生活習慣に起因する循環器疾患や糖尿病等の生活習慣病^{※4}予防のため、関係機関や団体と一緒に、少年期からの各ライフステージ^{※5}に応じた肥満予防に重点を置いた、望ましい食生活や運動習慣の定着に取り組みます。

⑤ 健康危機管理対策の推進

- 新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の発生時には迅速かつ的確な対応を図り、そのまん延を防止します。

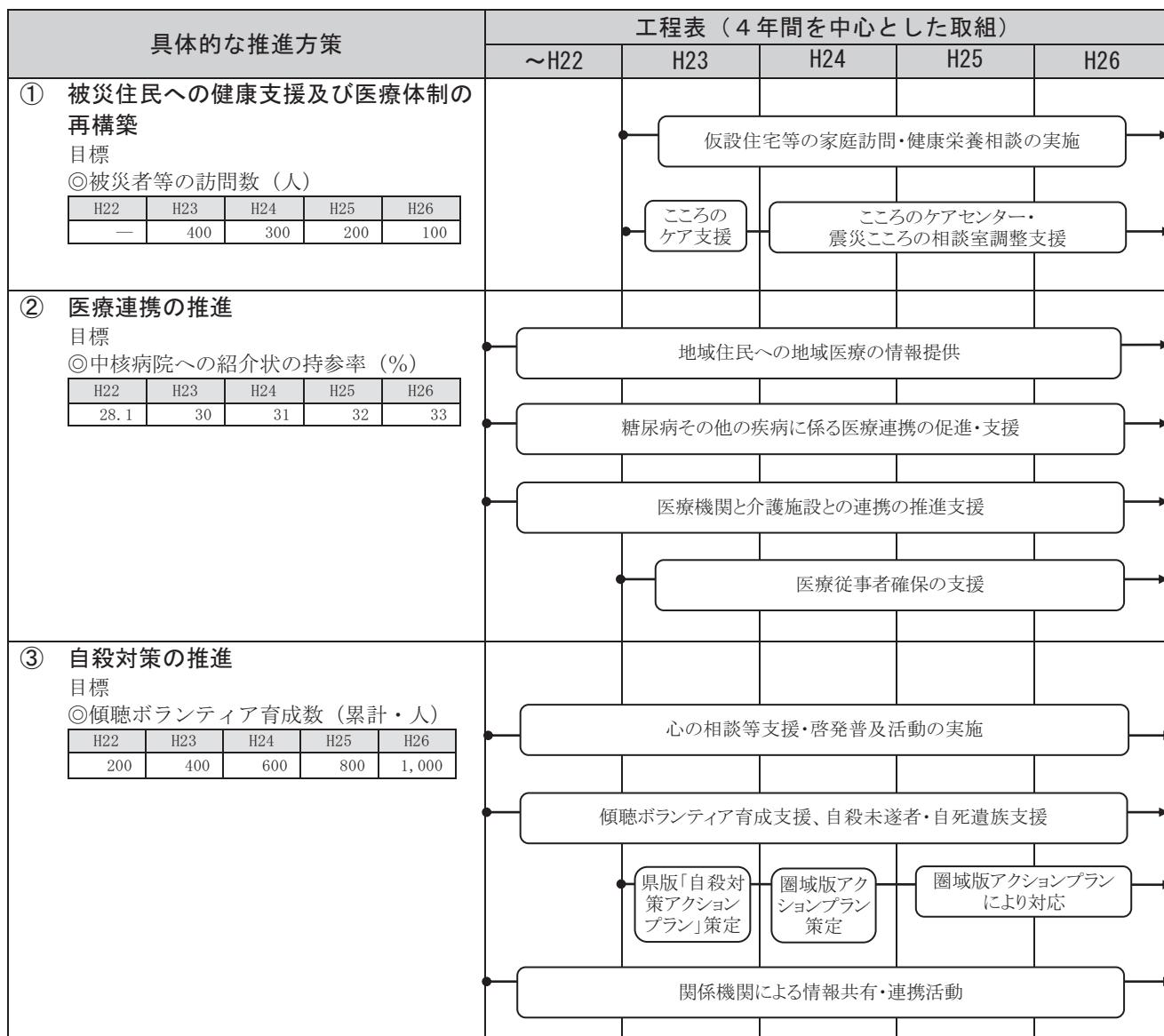
3 取組に当たっての協働と役割分担

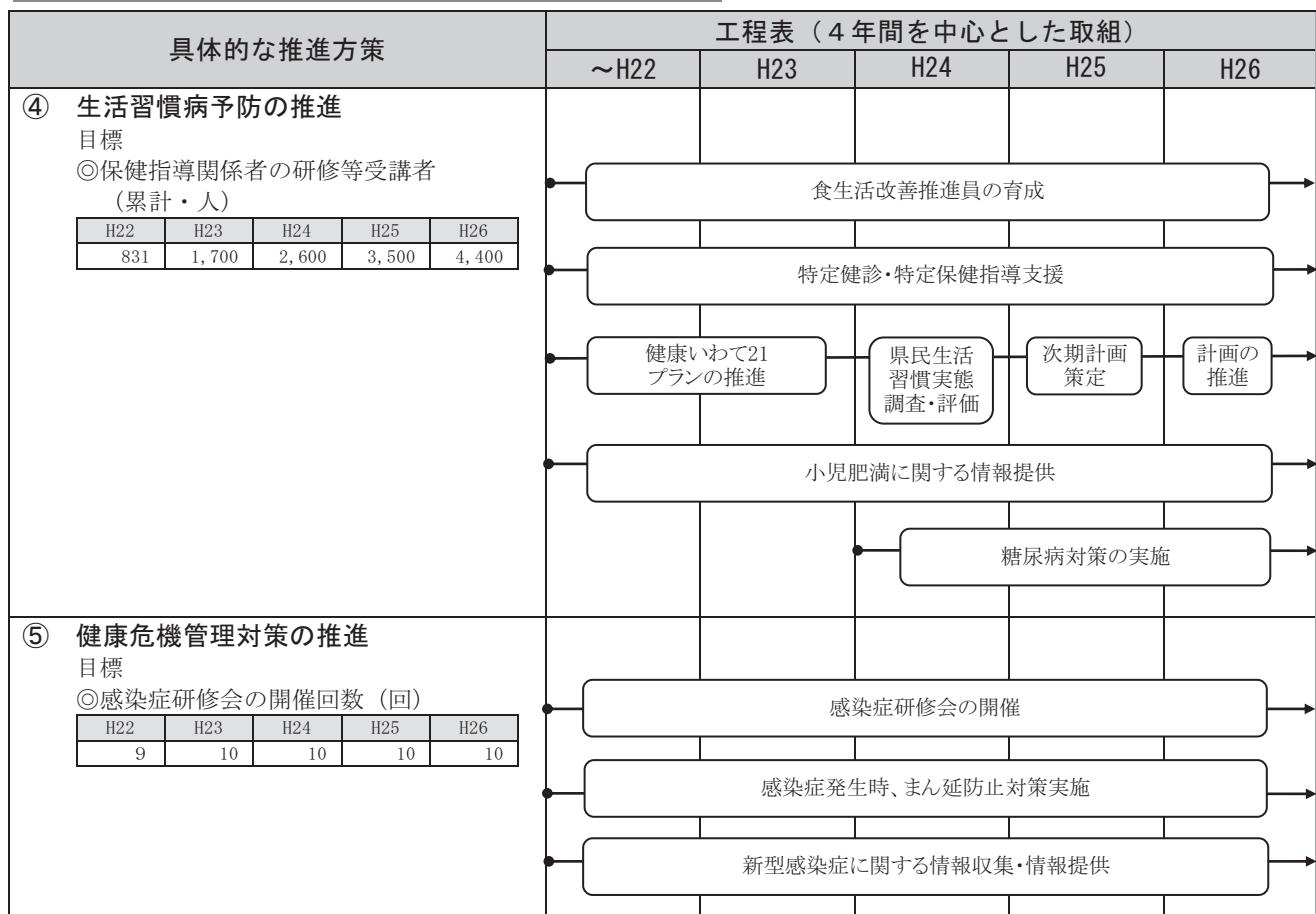
医療と健康づくりの推進に向け、行政、関係機関・団体が連携・協力し、被災者に対する健康、栄養面の指導のほか、うつスクリーニングや各種健診・保健指導の実施など住民の健康づくりや災害時の医療体制の構築に取り組みます。

県は市町村、医師会などと協力して被災者支援、医療機関の機能分担と連携、自殺対策、生活習慣予防、感染症対策などに取り組みます。

県以外 の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療体制の構築支援 ・被災者に対する健康・栄養指導の実施及び再建支援制度の提供 ・うつスクリーニングの実施、こころのケア体制の構築 ・医療保険者の健診・保健指導の充実 ・企業、住民を対象とした健康教育、感染症に関する広報 	<p>(医療機関・医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療体制の構築 <p>(関係団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携の推進、住民への健康教育の実施 ・従業員の健康管理事業の充実 <p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療に関する理解、医療連携の仕組みに応じた受診、自らの生活習慣改善、感染予防対策の理解
県	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療体制の構築支援 ・保健師等の職員派遣と健康・栄養指導の支援、被災者再建支援制度の提供 ・傾聴ボランティアの養成（育成）、うつスクリーニング実施の支援等こころのケア体制の構築 ・地域医療情報の提供、圏域連携会議、懇談会等の開催等医療連携の推進への支援 ・健康づくりに係る保健指導者のスキルアップ支援 ・住民、関係者へ健康教育や研修の実施 ・感染症発生時疫学調査、健康診断の実施 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）





※1 メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち2つ以上を合併している状態。

2 P T S D (心的外傷後ストレス障害)

危うく死ぬ又は重症を追うような出来事の後に起こる、心に加えられた衝撃的な傷が元となる、様々なストレス障害を引き起こす疾患。

3 年齢調整死亡率

年齢構成の異なる地域間で死亡状況が比較できるように年齢構成を調整した死亡率。

4 生活習慣病

高血圧、脳卒中、心臓病等の循環器疾患やガン、糖尿病など生活習慣に起因する疾病の総称。1997年に厚生省により提唱され、従来の「成人病」という一連の疾病群を示す言葉に代わる呼称。

5 ライフステージ

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

地域で支えあう福祉の推進

1 みんなで目指す姿

地域の多様な主体の参加・協働による福祉のネットワークが広がり、住民がお互いの尊厳を認め合いながら、相互に支え合って暮らしています。

また、東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者が、専門的な知識やノウハウを有する支援者によって適切に支援されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①居宅介護（地域密着型）※ ¹ サービス利用割合	49.9%	50%	52%	53%	55%
◎②グループホーム・ケアホーム※ ² の利用者数（累計）	183人	195人	210人	230人	250人
③「いわて子育て応援の店」※ ³ 協賛店舗数（累計）	104店舗	110店舗	120店舗	130店舗	140店舗

【目標値の考え方】

- ① 地域で安心して生活できる環境を整備することにより、居宅介護（地域密着型）サービス利用割合の増加を目指すもの。
- ② 平成23年度の県調査で、「障がい者施設を退所して地域生活を希望すると回答した者」とび「受入条件が整えば精神科病院からの退院が可能な長期入院患者」（圏域出身者70人）に相当する障がい者の地域生活への移行を目指すもの。
- ③ 子育て家庭を地域全体で応援するため、子育て応援の店協賛店舗数の約40%増を目指すもの。

現状

- 震災により被災した児童、高齢者、障がい者には、心情に配慮した適切な支援が必要です。また、流出した民間保育所の再建が課題となっています。
- 子育てに不安を抱える人や、児童虐待などによる要保護児童が増えており、子育て支援のネットワークの充実など子育てを地域で支えるための体制づくりや、児童相談体制の充実が必要です。
- 当圏域の高齢化率は県平均を上回っています（圏域30.0%、県平均27.2% 平成22年国勢調査）。また、介護老人福祉施設等の施設サービスの利用に比べ居宅介護サービスの利用度が低い状況にあることから、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、居宅介護（地域密着型）サービスの整備の促進が必要です。
- 地域生活への移行を希望する障がい者が必要なサービスを利用しながら安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等の多様な主体による生活支援の仕組みの充実、障がいに対する理解の促進、障がい者の権利擁護体制の強化が求められています。
- 誰もが住みやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザイン※⁴活動等により、ノウハウの蓄積や人材育成、推進団体の組織化が進んできましたが、更に普及活動を継続し実践につなげる必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

沿岸部と内陸部が協力して、震災により被災した児童、高齢者、障がい者を支援するとともに、流失した民間保育所の再建を進めます。

また、子育て支援や児童虐待防止等の体制を充実させるとともに、高齢者向けサービス提供者への情報提供や障がい者の自立生活支援、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談体制の整備などを進めます。

さらに、ユニバーサルデザインの実践を支援し、みんなが住みやすいまちづくりの推進を図ります。

主な取組内容

① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援 ☆

- ・ 被災した児童、高齢者、障がい者が適切な支援を受けられるよう、沿岸部と内陸部が一体となって研修会を開催するなど、支援者の資質向上を図ります。
- ・ 野田村をはじめ関係機関と連携を図り、流失した民間保育所の再建を進めます。

② 地域で支える子育て支援

- ・ 子育て推進協議会、支援従事者等研修会を開催し、地域における子育て支援事業の掘り起こしや活動紹介等を行い、子育て支援サービスの向上を図ります。
- ・ 市町村の担当者研修を実施するほか、市町村要保護児童対策協議会において技術的助言を行うなど、地域における相談体制の充実強化と虐待児童等要保護児童に対する適切な対応を図ります。

③ 地域で支える高齢者支援

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で医療・介護・福祉等の様々なサービスを適切に受けられるよう、地域包括支援センター職員、高齢者サービス提供者等への研修等を実施します。
- ・ 地域住民の認知症への理解、認知症予防を促進するための取組を行います。また、高齢者の成年後見制度等の権利擁護^{※5}について、普及啓発と地域における相談体制の整備に向けた取組を支援します。

④ 障がい者の自立生活支援

- ・ 障がい者に対する不利益な取扱いの解消や虐待の防止に関する啓発に努めるとともに、関係団体等と連携して成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制の整備や普及啓発活動に取り組みます。
- ・ 市町村や障がい福祉サービス事業所・関係団体等と連携しながら、ケアマネジメント^{※6}機能の充実、グループホーム等の住まいの場の確保、地域産業との連携による就労機会の拡充など自立生活のための基盤整備を進めます。

⑤ みんなが住みやすいまちづくりの推進

- ・ 事業者・地域住民等が進めるユニバーサルデザインへの取組や学校でのユニバーサルデザイン学習の取組を支援します。
- ・ ひとにやさしい駐車場制度の普及啓発を図ります。
- ・ ユニバーサルデザイン電子マップについて、民間情報も含めた施設登録を促進するとともに周知・活用を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域で支えあう福祉の推進に向け、市町村が中心となり、地域の福祉事業者や福祉活動NPO団体等、関係機関と連携し、児童、高齢者、障がい者などが地域で安心して生活できるよう、生活の支援や権利擁護の推進などを行います。

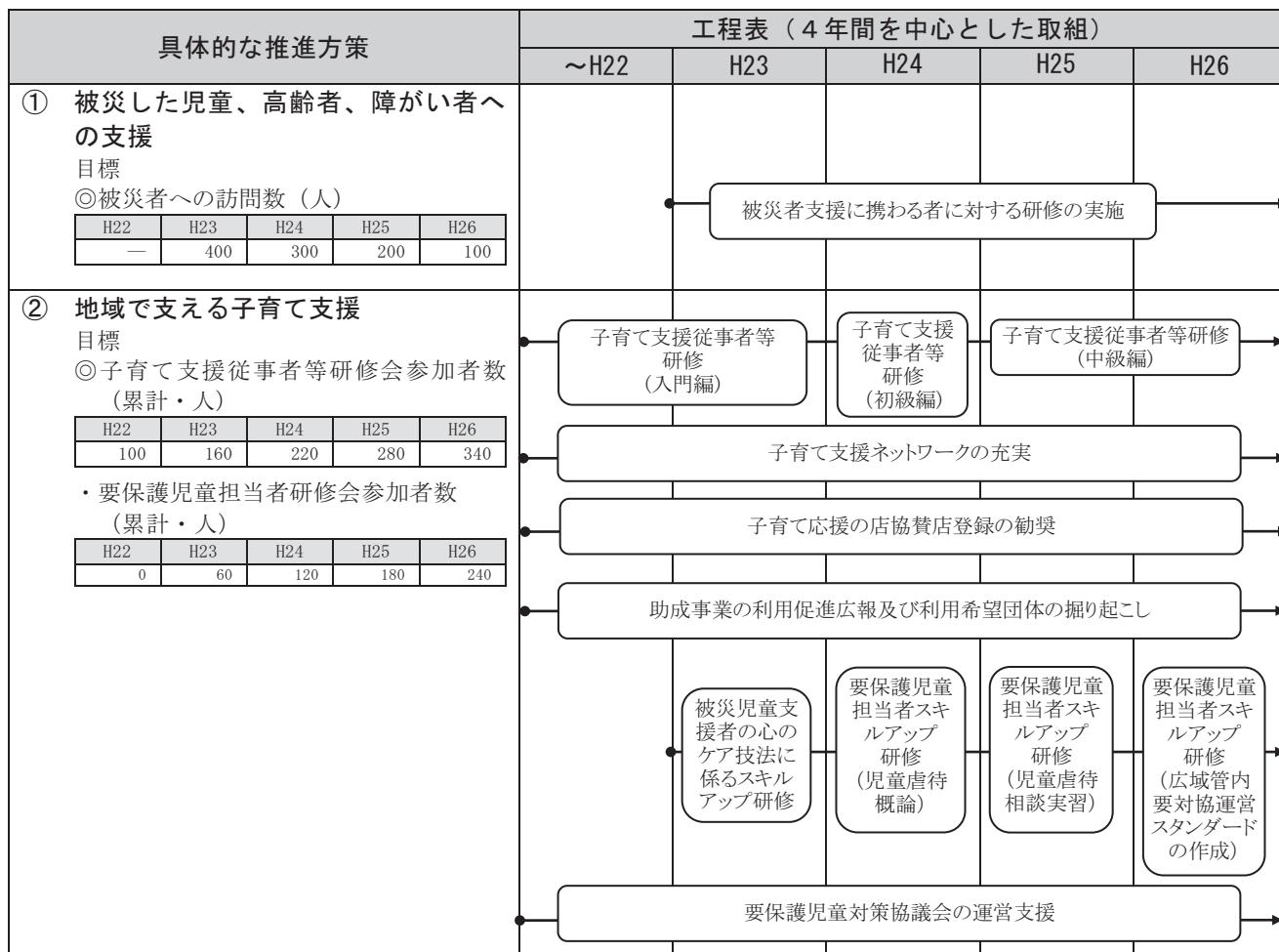
県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援や相談体制の強化を支援するほか、

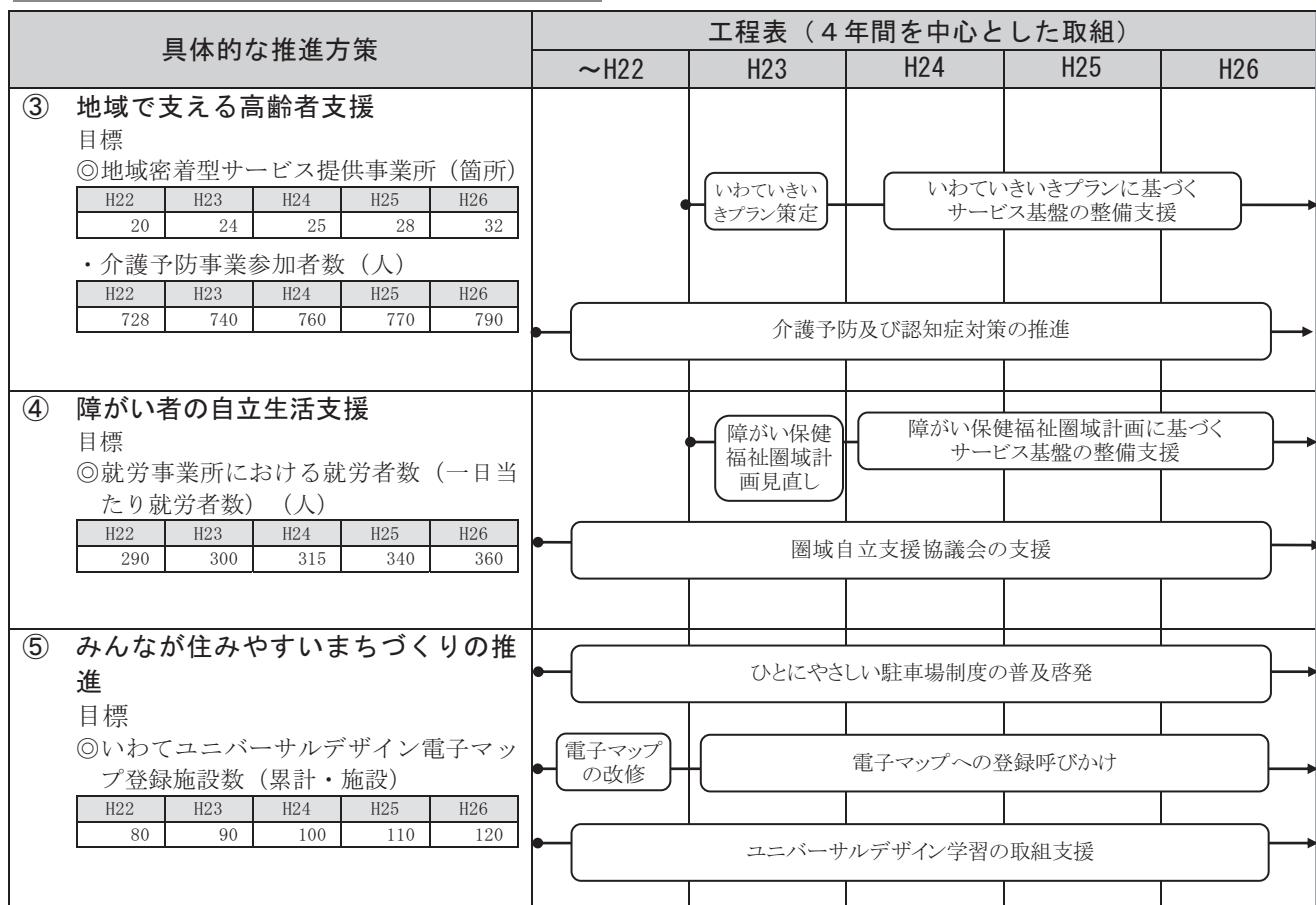
県北圏域重点施策 No. 9 地域で支えあう福祉の推進

地域の子育て支援関係機関ネットワークや障害者自立支援協議会に参画し、市町村の取組や関係団体の自主的活動に対して、積極的に支援していきます。

県以外 の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係機関によるネットワークへの参画 ・要保護児童対策協議会の運営 ・児童相談への対応、被災児童への心のケア対応 ・地域自立支援協議会の運営、障がい保健福祉圏域計画の策定及び推進 ・障がいに対する理解の啓発、障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 ・「ひとにやさしい駐車場」の整備及び制度普及 ・施設、設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力 	<p>(関係団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援活動の充実(子育て応援の協賛店舗の拡大等) ・地域自立支援協議会への参画 ・障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 ・「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用、施設、設備のバリアフリー化及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録 <p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援活動の充実(子育て応援の協賛店舗の拡大等) ・ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
県	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係機関によるネットワークの支援、要保護児童対策に関する市町村支援、被災児童支援に携わる者に対する支援 ・市町村、企業、団体等の事業推進支援 ・地域自立支援協議会、障がい者就労支援ネットワークへの専門的・技術的助言 ・障がいに対する理解の啓発、障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 ・「ひとにやさしい駐車場」の制度普及、施設、設備のバリアフリー化の普及、いわてユニバーサルデザイン電子マップの周知・登録促進、ユニバーサルデザイン学習の支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）





※ 1 居宅介護(地域密着型)サービス

高齢者が要介護状態になってしまっても、できる限り住み慣れた地域(自宅)で暮らし続けることを目的として、自宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービス。

2 グループホーム・ケアホーム

グループホームとは、障がい者(介護を必要としない方)が、自立した地域生活を営むことができるよう、専門スタッフによる家事などの日常生活援助を受けながら、少人数で共同生活をおくることのできる住居。

ケアホームとは、障がい者(介護を必要とする方)が、地域で自立した日常生活を営むことができるよう、専門スタッフによる食事や入浴、排泄等の生活介護を受けながら、少人数で共同生活を送ることのできる住居。

3 いわて子育て応援の店

子ども連れの家庭や妊娠されている方が、協賛店を利用する際、協賛店や企業が考えた子育てにやさしい様々なサービスの提供を受けられる店。

4 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。

5 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の取組みなどを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようすること。

6 ケアマネジメント

地域における障がい者や高齢者の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障がいや病状及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケア計画を作成し、継続的に援助を行うこと。

良好的な環境の保全

1 みんなで目指す姿

住民一人ひとりの環境に関する意識が高まり、豊かな自然と共生した地域づくりや環境保全活動が活発に行われ、良好な環境が保全されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①公共用水域 ^{*1} のBOD等 ^{*2} の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%
②住民一人1日当たりのごみ排出量	⑦873g/日	⑧864g/日	⑨855g/日	⑩846g/日	⑪837g/日

【目標値の考え方】

- ① 現在の良好な水環境（公共用水域のBOD等の環境基準達成率100%）を維持するもの。
- ② 毎年1%削減することを目指すもの。現状値はH21のデータを使用。

現状

- 県北圏域は、陸中海岸国立公園、折爪馬仙峽県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然環境が保全されていますが、住民、民間団体、行政等が連携・協働して森・川・海の環境保全に取り組み、これを将来の世代に引き継いでいくことが必要です。
- 公共用水域のBOD等に係る環境基準達成率は100%ですが、引き続き、良好な水環境を維持していくことが求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が散見されるほか、畜産業などの第一次産業から排出される廃棄物の有効活用が課題となっています。
また、廃棄物の3R^{*3}の普及啓発に取り組む必要があります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、引き続き、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供などを行う必要があります。
- 東日本大震災津波による災害廃棄物については、岩手県災害廃棄物処理実行計画に基づき、平成26年3月末までに終了することを目的として、処理を進めています。
- 原子力発電所事故の放射線の影響に対する的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

環境を守り育てる人材の育成と協働の推進により、環境保全活動の活発化を図るとともに、水環境保全対策や廃棄物の適正処理を推進し、良好な環境の保全を図ります。

また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、引き続き、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供を行います。

主な取組内容

① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進

- ・ 森林、農地、河川、海岸など様々なフィールドにおける環境学習を進めるほか、環境講演会等を開催して、地域の環境課題についての住民理解を深め、環境を守り育てる人材の育成に取

り組むとともに、住民、民間団体等との協働による環境保全活動を推進します。

- ・ エコスタッフ養成セミナー、エコドライブ講習会等を開催するなど、地球温暖化対策を推進します。

② 良好的な水環境の確保

- ・ 良好的な水環境を維持確保するため、公共用水域の水質状況を把握するとともに、工場・事業場など汚水排出源に対する監視指導や、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発など、水環境保全対策を推進します。
- ・ 水生生物調査の普及拡大により中小河川の水質の把握に努めるとともに、水質保全意識の醸成に努めます。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物の適正処理を推進するために、関係機関と連携しながら産廃処理業者や排出事業者等の監視指導を行うほか、研修会等により事業者の資質向上等に取り組みます。
- ・ 第一次産業から排出される廃棄物の減量化、有効活用等の推進に向けて、排出事業者に対する普及啓発等に取り組みます。
- ・ 青森県や県北広域の関係機関と連携して県境地域等の合同パトロールを実施するほか、産業廃棄物適正処理指導員による監視等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理を指導します。
- ・ 循環型地域社会の形成に向け、市町村と連携し、ごみの3Rを促進します。

④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

- ・ 不法投棄現場及び周辺地域の環境モニタリング（水質、大気、騒音・振動の調査）を実施します。
- ・ 講演会開催、広報誌「県境産廃いわてだより」発行等により、積極的に情報を公開し、住民の不安解消を図ります。

⑤ 放射線量のモニタリング ☆

- ・ 原子力発電所事故の放射線影響に対応するため、地表付近の放射線量を継続的に測定するとともに、測定結果について公表します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、住民一人ひとりの環境意識を高め、具体的な行動に結び付けていくことが必要です。

このため、住民、NPO、事業者、行政等が連携・協働して環境を守り育てる人材を育成するとともに、それぞれの主体がその役割のもと、良好な環境の保全に取り組みます。

県では、環境モニタリングと汚水や廃棄物の排出源の監視指導を実施するほか、水生生物調査の実地指導など、環境を守り育てる人材の育成と環境保全に関する各主体の自主的活動を支援します。

県以外 の主体	(住民・NPO等)	(事業者)	(市町村)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する意識の高揚 ・ 環境保全活動への参加、実践 ・ 日常生活における省エネルギー活動、エコドライブの実践 ・ 環境に配慮した消費生活の実践 ・ ゴミの3Rの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する意識の高揚 ・ 環境保全活動の実践 ・ 事業活動における省エネルギー・省資源への配慮 ・ 廃棄物の3Rの実践 ・ 事業 ・ 地域活動への参加 ・ 法令の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や学校における環境教育の推進 ・ 環境保全に対する意識啓発 ・ 地域活動への支援 ・ 廃棄物の3Rの普及啓発、情報提供 ・ ごみ処理広域化に向けた取組 ・ 県との連携による廃棄物不適正処理の監視

県	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を守り育てる人材の育成、環境保全活動の推進 ・河川・地下水等の水質モニタリング、汚水排出源に対する監視指導 ・浄化槽の適正な維持管理の普及啓発 ・廃棄物不適正処理の監視指導 ・地域活動、市町村取組への支援 ・各主体の連携・協働の推進 ・環境モニタリングの実施、情報提供
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）



※ 1 公用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

2 BOD等

BOD等は、BOD及びCODのこと。

BODは、biochemical oxygen demand (生物化学的酸素要求量) の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、CODは、chemical oxygen demand (化学的酸素要求量) の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

3 3R

3Rは、Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会 (=循環型社会) をつくろうとするもの。

県北圏域では、一般廃棄物（ごみ）の共同処理を目的に平成22年4月に設立された「岩手北部広域環境組合」が、廃棄物の3Rを総合的に推進するための地域計画を定めている。

定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

1 みんなで目指す姿

交通の安全確保や魅力ある“まちば”^{※1}の再生、汚水処理施設等の整備などが進み、より住みよいまちが形成されるとともに、地域の多様な主体の参加・協働による活動が活発に行われ、地域コミュニティが活性化しています。

また、東日本大震災津波により被災した地域における新たなまちづくりにおいて、地域コミュニティが大きな役割を果たしています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎①通学路等における歩道の整備延長 (累計)	186m	372m	1,126m	1,847m	2,393m
②元気なコミュニティ特選団体数 (累計)	26 団体	26 团体	28 团体	30 团体	32 团体

【目標値の考え方】

- ① 通学路等における歩道のうち、一般国道 281 号の大川目地区（久慈市）など現時点で着手を予定している 7 か所について、全体事業費に対する各年度の事業費から算出した整備換算延長（累計）を指標とするものであり、平成 26 年度に 2,393m を目指すもの。
- ② 地域の活性化のため先導的な活動をしている団体を「元気なコミュニティ特選団体」として選定し、そのうち県北広域振興圏においても全県での一割増に沿って、毎年 2 団体増を目指すもの。（「元気なコミュニティ 100 選」に選定されている 26 団体に加えて、平成 24 年度から新たに特選団体を追加していくもの。）

現状

- 県北圏域の通学路における平成 22 年度末の歩道整備率は 59.0% と県平均の 73.7% を下回っており、地域住民からの要望も多いことから、整備推進が必要です。
また、急峻な地形や渓谷、北上高地などの峠を通過する道路が多く、冬期間や救急搬送時の交通の安全確保が課題であることから、落石対策などの道路防災施設の整備等が必要です。
- 都市部において、都市機能の強化と良好な市街地形成のために進められている街路の整備や土地区画整理は、一部に遅れがみられており、着実に推進する必要があります。
また、“まちば”的な賑わいを取り戻すため、地域のまちづくりと連動しながら、“まちば”的な魅力や地域コミュニティ機能を高める道路整備を推進する必要があります。
- 当圏域の農山漁村の多くは、地理的・地形的な制約から水道施設や集落道等の生活環境基盤の整備が遅れており、被災した生活環境基盤の復旧と併せて、圏域全体の生活環境の向上と活性化に取り組む必要があります。
- 当圏域の平成 22 年度末の水洗化人口割合^{※2}は 32.9% と県平均 66.6% を大きく下回っており、衛生的で快適な生活環境の実現や海や川などの公共用水域の水質保全を図る観点からも、その向上が課題となっています。
- 人口減少、少子高齢化の進行に加え、震災の影響による地域コミュニティの機能低下が懸念されることから、住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力を更に強めるための取組が必要です。
また、NPO などの「新しい公共^{※3}」の担い手が主役となって、行政と協働して進めるまちづくりを支援していく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

歩道整備や落石・積雪対策、“まちば”の魅力を高める基盤整備、汚水処理施設の整備など定住環境の整備を進めます。

また、地域コミュニティやNPO等の活動をリードする人材やサポートする人材の育成、活動に有益な情報の提供に取り組むとともに、沿岸部と内陸部との交流・連携を深め、活動の活性化を図ります。特に、震災による被災地域において、復旧・復興段階に応じた活動支援を行います。

主な取組内容

① 交通安全対策の推進

- 通学路や商店街を通る幹線道路の歩道整備や落石等の危険箇所における道路防災施設の整備、沿岸部と内陸部を結ぶ道路等において堆雪帯や消雪装置の整備を推進し、歩行者の安全確保と冬期間や救急搬送時の安全な交通確保を図ります。

② 地域の生活環境の整備 ☆

- 定住環境の改善を図るために、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の促進などにより、快適な生活環境の創出と利便性の向上に努めます。
- 市(いち)の活性化や魅力ある“まちば”を再生するため、地域懇談会等による住民意見を反映し、流雪溝の補修や歩道の改修等を行い、道路環境の改善を図ります。
- 農山漁村の生活環境の再生及び活性化のため、地域の実情に配慮した事業の推進を図り、生活環境基盤の再生・整備を進めます。
- 地域の実情に合った効率的・経済的な汚水処理計画に基づき、汚水処理施設の整備を促進するとともに、整備地区等における住民への啓発により水洗化を促進していきます。

③ 地域コミュニティの活性化 ☆

- 被災地域における新たなまちづくりと連動したコミュニティ再生等の取組を支援します。
- 県、市町村、NPO等の多様な主体が連携した研修会の開催等により、地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成や沿岸部と内陸部との交流をすすめ、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
- 市民活動についての情報収集、情報提供などにより、「新しい公共」の拡大と定着に向けた市民活動への一層の参加促進を図ります。
- 食文化の伝承や農村の魅力発信活動など地域資源を活用し活性化を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

農山漁村や都市部における快適な生活環境を実現するためには、県、市町村及び地域住民が連携して、生活環境の改善に取り組むことが必要です。

このため、県は、市町村や団体等と連携し、汚水処理施設などの生活環境基盤の整備を推進します。

地域コミュニティの活性化に当たっては、住民の主体的な参画を得て、地域づくり団体や企業などの多様な主体が役割分担しながら取り組むことが重要です。

また、「新しい公共」の定着と拡大に向け、その担い手の中心となるNPOが継続的に活動できる基盤作りが必要です。

このため、県は市町村と連携し、地域コミュニティやNPOの活動が活性化するよう、活動をリードしていく人材の育成を中心に取り組むとともに、活動に役立つ情報提供を行います。

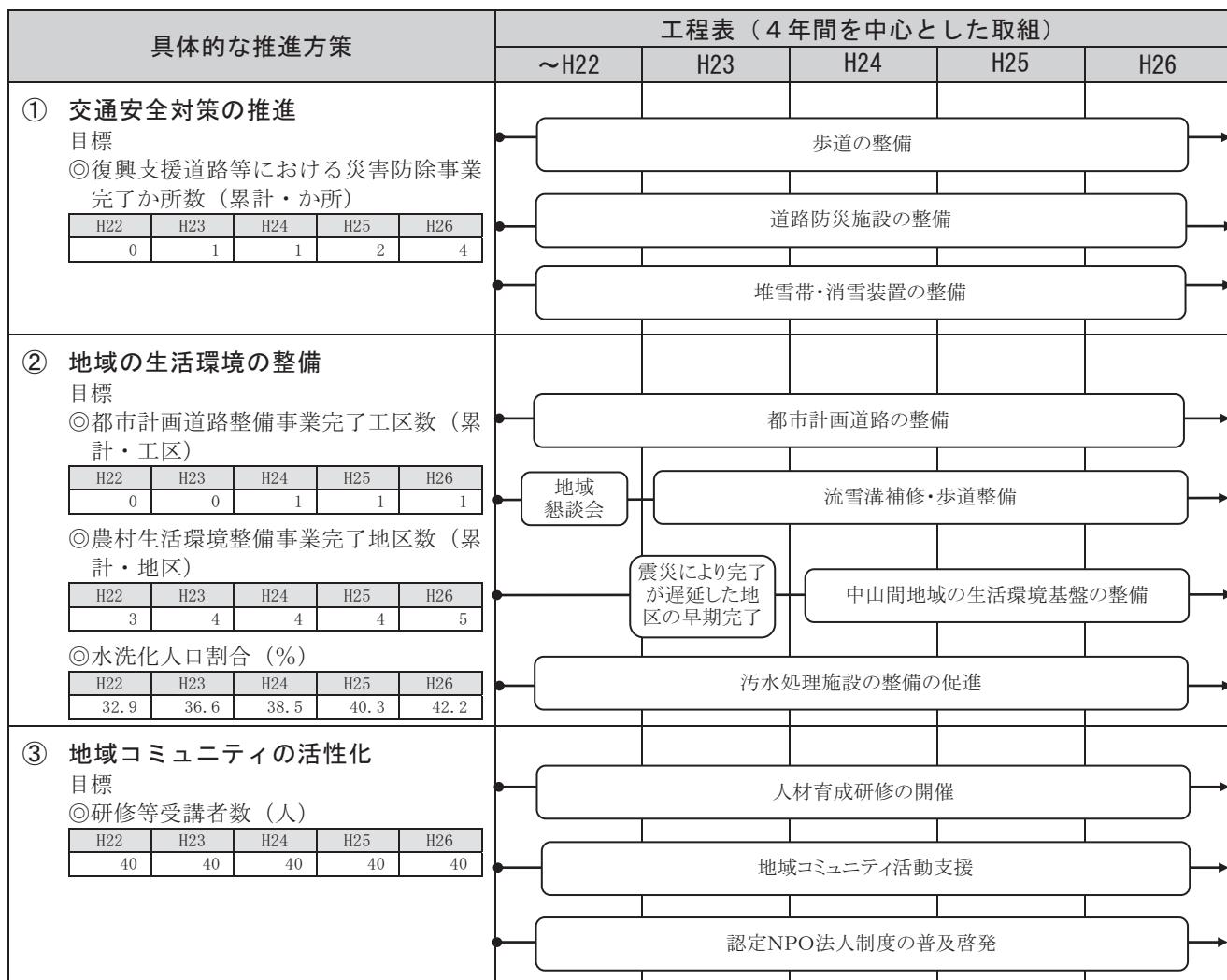
(定住環境の整備)

県	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境の整備 ・都市計画道路の整備 ・道路の安全対策の推進 ・生活環境基盤整備の実施 	
県以外 の主体	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境基盤整備の実施 ・汚水処理施設の整備 ・土地区画整理事業の実施 	(県民・企業) <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境基盤整備の利用・活用 ・汚水処理施設の利用

(地域コミュニティの活性化)

県以外 の主体	(企業・県民) <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動への参加 	(NPO等) <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な地域コミュニティ活動のための組織運営 ・地域コミュニティ活動への参加又は支援 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの育成・活性化 ・多様な主体との協働の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの育成・活性化の支援 ・活動をけん引する人材の育成支援 ・多様な主体との協働の実施 ・地域コミュニティの交流の促進 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）



県北圏域重点施策 No.11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

※1 まちば

人家や商店などが多く、町になっているところ。

2 水洗化人口割合

(3月31日時点の水洗化人口) ÷ (3月31日時点の住民基本台帳人口) で算出する数値である。震災により平成23年3月31日における住民基本台帳人口の算定ができなかった県内沿岸部の9市町村を除いた集計値が66.6%であり、同じく県北圏域では野田村を除いた集計値が32.9%である。

3 新しい公共

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

資 料 編

資料1 目指す姿指標一覧表

資料2 復興関連施策一覧表

参考 広域振興圏別統計データ

【資料1】目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
					(H23)	(H24)	(H25)	
県北広域振興圏	1 防災対策の推進	東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	%	—	9.1	86.4	94.3	100.0
	2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	高速交通ネットワークを補完する主な幹線道路等の整備進捗率	%	38	42	49	55	63
	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	農畜産物の販売額	億円	611	621	637	645	658
	3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	素材生産量	千m ³	②210	210	212	215	220
	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	漁業生産額	億円	②46	33	39	46	53
	4 着地型観光の展開	観光客入込数(延べ人数)	万人	280	252	261	271	280
	5 地域資源を生かした食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	②743	②749	②641	②689	②743
	6 ものづくり産業の振興	①ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	②222	②225	②178	②231	②234
		②繊維工業の製造品出荷額	億円	②38	②38	②36	②37	②38
	7 雇用機会の確保・拡大	求人不足数	人	1,957	1,500	1,500	1,500	1,500
	8 地域における医療と健康づくりの推進	①自殺者数	人以下	42	37	35	33	30
		②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	%	83.9	83.5	83	82.5	82
		③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合(対象年齢:40~74歳)	%	19.7	19.6	19.5	18	17
	9 地域で支えあう福祉の推進	①居宅介護(地域密着型)サービス利用割合	%	49.9	50	52	53	55
		②グループホーム・ケアホームの利用者数(累計)	人	183	195	210	230	250
		③「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)	店舗	104	110	120	130	140
	10 良好的な環境の保全	①公共用水域のBOD等の環境基準達成率	%	100	100	100	100	100
		②住民一人1日当たりのごみ排出量	g／日	②873	②864	②855	②846	②837
	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	①通学路等における歩道の整備延長(累計)	m	186	372	1,126	1,847	2,393
		②元気なコミュニティ特選団体数(累計)	団体	26	26	28	30	32

【資料2】復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成26年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)	
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	1 防災対策の推進	① 地震・津波対策の推進 ③ 防災対策の強化
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	10 良好的な環境の保全	⑤ 放射線量のモニタリング
	3 災害に強い交通ネットワークの構築	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	② 地域の生活環境の整備 ① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備
「暮らし」の再建	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援		
	5 雇用維持・創出と就業支援	7 雇用機会の確保・拡大	① 緊急的な雇用機会の確保
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	8 地域における医療と健康づくりの推進 9 地域で支えあう福祉の推進	① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	8 地域における医療と健康づくりの推進 9 地域で支えあう福祉の推進	① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実		
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承		
	10 社会教育・生涯学習環境の整備		
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備		
	12 地域コミュニティの再生・活性化	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化
	13 行政機能の回復		
	14 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成 【水産業】	① 生産基盤等の復旧と整備 ② 水産物生産体制の強化
「なりわい」の再生	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成 【水産業】	③ 流通・加工体制の再構築と販路拡大
	16 渔港等の整備	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成 【水産業】	① 生産基盤等の復旧と整備
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成 【農業】	③ 産地力の強化
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成 【林業】	③ 震災復興住宅への地域材利用促進
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	5 地域資源を生かした食産業の振興 6 ものづくり産業の振興	① 被災者事業者の本格操業に向けた支援 ⑤ 安全・安心を支える体制の整備 ① 被災企業の本格操業に向けた支援
	20 ものづくり産業の新生	6 ものづくり産業の振興	① 被災企業の本格操業に向けた支援
	21 観光資源の再生と新たな魅力の創造	4 着地型観光の展開	② 受入態勢の強化及び観光メニューの充実
	22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	4 着地型観光の展開	① 広域的な情報発信による誘客の促進

(参考) 広域振興圏別統計データ

区分	県計	県央	県南	沿岸	県北
市町村数	33	8	8	9	8
面積（平方キロメートル） ※H22.10国土地理院	15,278.89 (100.0)	3,641.90 (23.8)	5,255.03 (34.4)	4,204.88 (27.5)	2,177.08 (14.2)
人口（人） ※H22国勢調査	1,330,147 (100.0)	481,699 (36.2)	507,567 (38.2)	217,771 (16.4)	123,110 (9.3)
65歳以上割合（%） ※H22国勢調査	27.1	22.4	28.4	32.8	30.0
一人当たりの市町村民所得（千円） ※H20年度市町村民所得推計	2,261 (100.0)	2,544 (112.5)	2,188 (96.8)	2,046 (90.5)	1,858 (82.2)
市町村内純生産（百万円） ※H20年度市町村民所得推計	3,056,187 (100.0)	1,161,263 (38.0)	1,194,636 (39.1)	461,780 (15.1)	238,508 (7.8)
第一次産業	107,097 (100.0)	22,502 (21.0)	36,866 (34.4)	29,216 (27.3)	18,513 (17.3)
第二次産業	700,858 (100.0)	175,464 (25.0)	367,345 (52.4)	113,261 (16.2)	44,789 (6.4)
第三次産業	2,385,379 (100.0)	1,015,409 (42.6)	844,035 (35.4)	340,026 (14.3)	185,909 (7.8)
産業別就業者数 ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額（億円） ※H21農業産出額	2,395 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額（億円） ※H21漁業生産額	399 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等（億円） ※H21工業統計調査報告書	20,102 (100.0)	3,833 (19.1)	12,181 (60.6)	2,954 (14.7)	1,135 (5.6)

※1 () 内は、構成比。（単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。）

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。

※4 「市町村内純生産」の県計及び各圏域の合計欄の数値は、帰属利子控除後の数値で求めているため、各産業の数値の合計に一致しない。

県北広域振興圏

二戸市 軽米町 洋野町

二戸市

一戸町

軽米町

洋野町

九戸村

久慈市

野田村

普代村

県央広域振興圏

沿岸広域振興圏

県南広域振興圏

県北広域振興局経営企画部

〒028-8042 久慈市八日町1-1
TEL 0194-53-4981 FAX 0194-53-1720

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-5508 FAX 019-629-5254
<http://www.pref.iwate.jp/>



再生紙を使用しています。